

記号	区分
	風致地区(第一種)
	風致地区(第二種)

出典：「宮崎市都市計画図」(平成22年2月、宮崎市都市計画課)

	都市計画対象道路事業実施区域
<b>図 4-2-13 風致地区位置図</b>	
	 1:50,000



(16) 環境基本法に基づく環境基準及び類型の指定状況

調査区域における「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：平成30年6月13日法律第50号)第16条の規定に基づく環境基準及び類型指定状況を以下に示します。

a. 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準を表4-2-17に示します。この基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所を除き、人が生活している地域または場所に対して一律に適用されます。

表 4-2-17 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考1	環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
備考2	浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
備考3	二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
備考4	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
備考5	ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
備考6	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日環境庁告示第73号)  
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日環境庁告示第74号)  
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号、最終改正：平成13年4月20日環境省告示第30号)  
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

**b. 騒音に係る環境基準及び類型指定状況**

騒音に係る環境基準及び類型指定のうち、騒音に係る環境基準を表 4-2-18(1)～(3)に、騒音に係る環境基準の類型指定状況を表 4-2-19 及び図 4-2-14 に示します。

実施区域には、A 類型、B 類型及び C 類型に指定された地域があります。

**表 4-2-18(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）**

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1：時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2：AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 3：A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4：B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5：C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

**表 4-2-18(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）**

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 4-2-18(3)の基準値の欄に掲げるとおりとする。

**表 4-2-18(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間の特例値）**

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

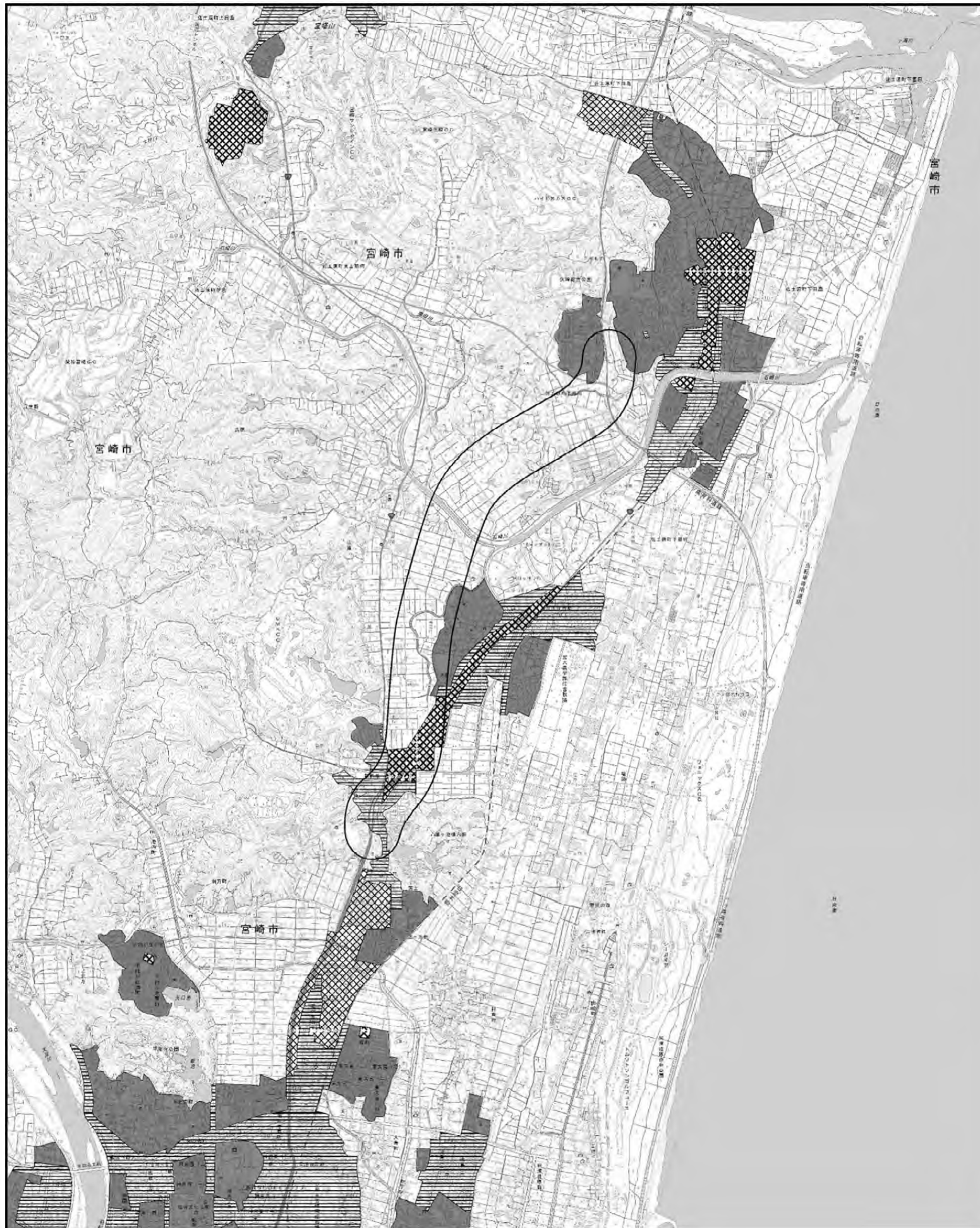
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号）

**表 4-2-19 騒音に係る環境基準の地域の類型の指定状況**

地域の類型	用途地域の目安
AA	宮崎市内では特に定めなし
A	第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域
B	第 1・2 種住居地域、準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注：類型の指定状況の詳細は、環境保全課備えつけの規制区域図を参照した。

出典：「宮崎市環境白書（令和元年度版）」（令和元年 12 月、宮崎市環境部環境保全課）



記号	区分
	A類型
	B類型
	C類型

出典：「宮崎市都市計画図」(平成22年2月、宮崎市都市計画課)  
「宮崎市環境白書(令和元年度版)」(令和元年12月、宮崎市環境部環境保全課)  
「宮崎市環境部環境保全課規制区域図調べ」(令和2年4月、宮崎市環境部環境保全課)

	都市計画対象道路事業実施区域
<b>図 4-2-14 騒音に係る環境基準における地域の類型指定状況</b>	
 N	 0 1.0 2.0 3.0 4.0km 1:50,000



### c. 水質汚濁に係る環境基準及び類型指定状況

水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準があり、それぞれ表 4-2-20 及び表 4-2-21 (1)～(5)に示します。人の健康の保護に関する環境基準はすべての公共用水域に適用されますが、生活環境の保全に関する基準は公共用水域（河川、湖沼、海域）ごとに、水域の類型別に定められています。

調査区域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況を表 4-2-21 (1)～(6)及び図 4-2-15 に示します。

実施区域には、B 類型の石崎川水系があります。

表 4-2-20 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003mg/L 以下	1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L 以下	2：「検出されないこと」とは、各項目において、環境基準に示されている測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	表 4-2-21 (3) の n-ヘキサン抽出物質も同様である。
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日環境省告示第 37 号）

表 4-2-21 (1) 生活環境の保全に関する環境基準

【河川（湖沼を除く）】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E 以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考 1：基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。  
備考 2：農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

注 1：自然環境保全…自然探勝等の環境保全

注 2：水道 1 級…ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級…沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級…前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3：水産 1 級…ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級…サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級…コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 4：工業用水 1 級…沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級…薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級…特殊の浄水操作を行うもの

注 5：環境保全…国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日環境省告示第 37 号）



表 4-2-21 (2) 生活環境の保全に関する環境基準

【河川（湖沼を除く）】

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 1：基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日環境省告示第 37 号）

表 4-2-21 (3) 生活環境の保全に関する環境基準

【海域】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されないこと。
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考：水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注 1：自然環境保全…自然探勝等の環境保全

注 2：水産 1 級…マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級…ボラ、ノリ等の水産生物用

注 3：環境保全…国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日環境省告示第 37 号）

表 4-2-21 (4) 生活環境の保全に関する環境基準

【海域】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：平成28年3月30日環境省告示第37号）

表 4-2-21 (5) 生活環境の保全に関する環境基準

【海域】

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：平成28年3月30日環境省告示第37号）

表 4-2-21 (6) 生活環境の保全に関する環境基準

【海域】

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：平成28年3月30日環境省告示第37号）



表 4-2-22 公共用水域の類型指定状況（河川）

No.	水域	範囲	該当 類型	達成 期間	類型指定 年月日
1	石崎川	石崎川に流入する新名爪川等の河川を含む	B	イ	平成5年4月1日
2	一ツ瀬川下流	杉安井堰より下流。一ツ瀬川下流に流入する河川（鬼付女川及び三財川を除く）を含む	A	ロ	昭和49年4月30日
3	大淀川下流	高崎川合流点より下流（左岸入江を除く）	A	ロ	昭和48年1月20日

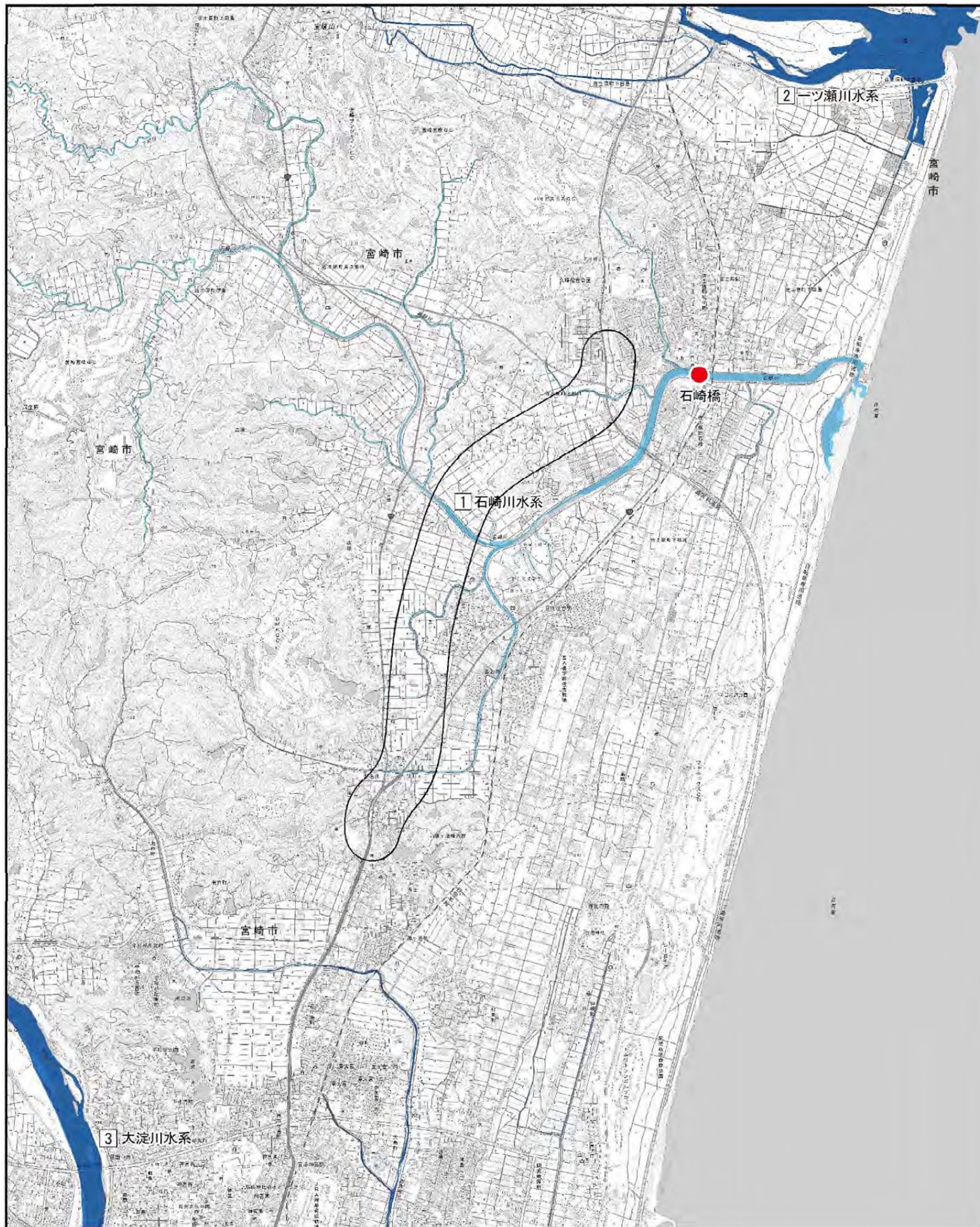
注：No. は図 4-2-15 の No. と対応する。

備考：達成期間「イ」とは、直ちに達成、「ロ」とは、5年以内で可及的すみやかに達成

出典：「宮崎市環境白書（令和元年度版）」（令和元年12月、宮崎市環境部環境保全課）

「平成30年度大気・水質（公共用水域及び地下水）測定結果」（令和元年6月、宮崎県環境管理課、循環社会推進課）





記号	区分
	A類型
	B類型
	環境基準点

注) 図中の一ツ瀬川水系及び大淀川水系の環境基準点は、区域外のため図示していない。  
 出典: 「平成30年度「大気及び水質の測定結果」等について」  
 (令和元年6月、宮崎県環境管理課、宮崎県循環社会推進課)

	都市計画対象道路事業実施区域
<b>図 4-2-15 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定図</b>	
	1:50,000



#### d. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 4-2-23 に示します。この基準は、全ての地下水に対して一律に適用されます。

表 4-2-23 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003mg/L 以下	1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L 以下	2：「検出されないこと」とは、各項目において、環境基準に示されている測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエチレン	1mg/L 以下	4：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号）

e. 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」第16条に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表4-2-24に示します。この基準は、汚染がもたら自然的要因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地等の土壌を除き、全ての土壌に対して一律に適用されます。

表4-2-24 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値	備考
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	1: 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2: カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3: 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4: 有機リン(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 5: 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機リン(りん)	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	

出典: 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正:平成31年3月20日環境省告示第48号)

(17) 環境基本法第十七条の規定に基づく公害防止計画の策定の状況

調査区域には、「環境基本法」第 17 条の規定に基づく公害の防止に関する施策に係る計画（公害防止計画）が策定された地域はありません。

(18) 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 3 条第 1 項及び第 17 条第 1 項に基づく指定地域内における「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）で定める自動車騒音の限度（以下、「要請限度」といいます。）を適用する地域があります。自動車騒音の要請限度、時間の区分の状況は表 4-2-25 に示すとおりです。また、宮崎市における騒音規制区域の地域指定状況及び区域の区分は表 4-2-26 に、位置図は図 4-2-16 に示すとおりです。

調査区域には、a 区域、b 区域、及び c 区域に指定された地域があります。

実施区域には、a 区域、b 区域、及び c 区域に指定された地域があります。

表 4-2-25 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市町村が定めた区域をいう。

- 1) a 区域：専ら住居の用に供される区域
- 2) b 区域：主として住居の用に供される区域
- 3) c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注 1：車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

注 2：昼間とは、午前 6 時から午後 10 時までの間をいう。

注 3：夜間とは、午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。

注 4：デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第 51 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。

注 5：表 4-2-25 に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 6：幹線交通を担う道路 道路法（昭和 27 年法律第 180 号、最終改正：平成 30 年 3 月 31 日法律第 6 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号、最終改正：令和元年 9 月 13 日国土交通省令第 34 号）第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。

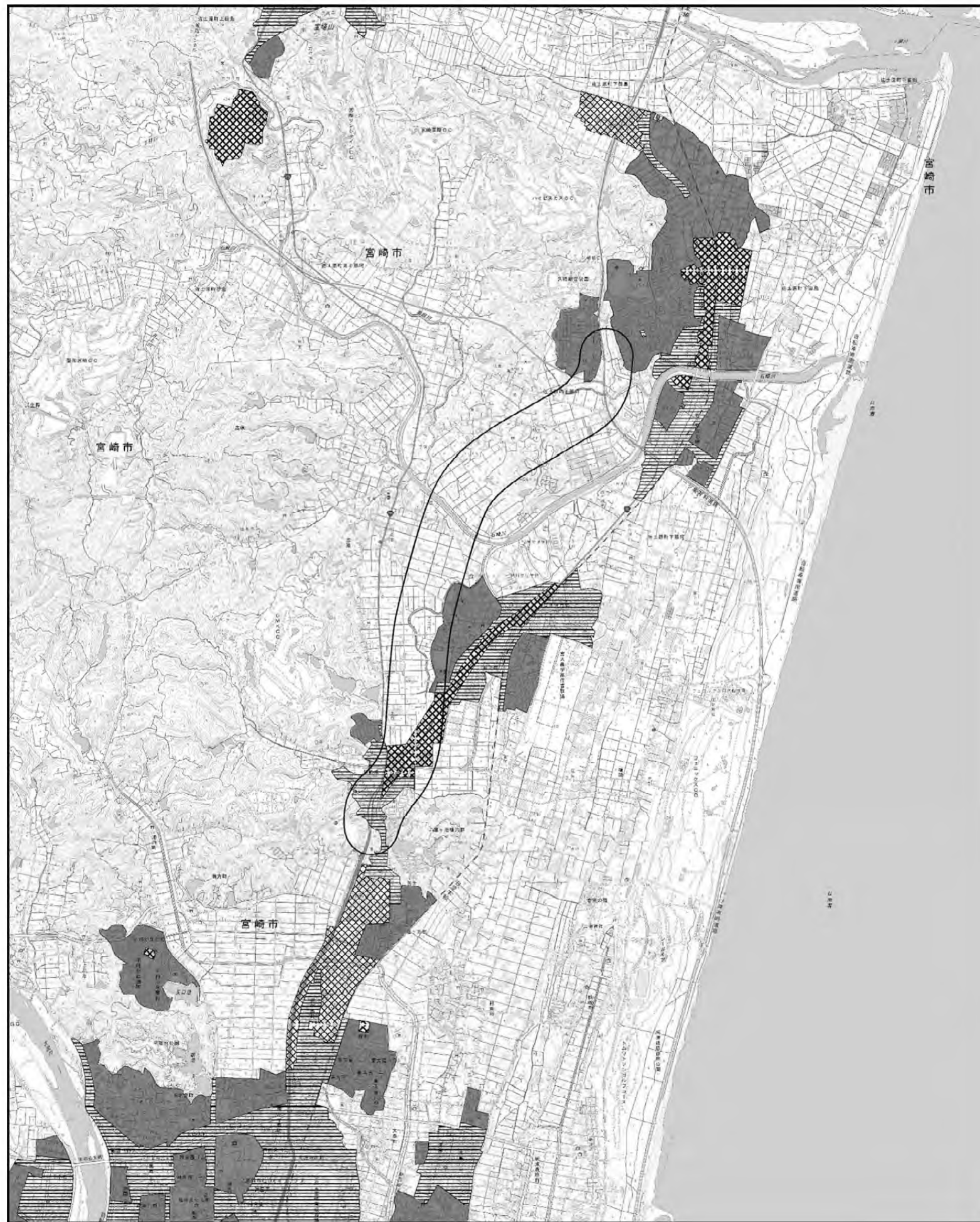
出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）

表 4-2-26 騒音規制区域の地域指定状況及び区域の区分

地域の類型	用途地域
a 区域	第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域
b 区域	第 1・2 種住居地域、準住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「宮崎市環境白書（令和元年度版）」（令和元年 12 月、宮崎市環境部環境保全課）



記号	区分
	a区域
	b区域
	c区域

出典：「宮崎市都市計画図」(平成22年2月、宮崎市都市計画課)  
「宮崎市環境白書(令和元年度版)」(令和元年12月、宮崎市環境部環境保全課)  
「宮崎市環境部環境保全課規制区域図調べ」(令和2年4月、宮崎市環境部環境保全課)

	都市計画対象道路事業実施区域
<b>図4-2-16 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る地域指定状況図</b>	
	 1:50,000



(19) 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号）第3条第1項及び第15条第1項の規定に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）が適用される地域があります。特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表4-2-27(1)及び(2)に、調査区域における地域指定状況及び区域の区分を表4-2-28、表4-2-29に、指定状況の位置を図4-2-17に示します。

調査区域には、第1号区域及び第2号区域に指定された地域があります。

実施区域は、第1号区域に指定された地域があります。

表4-2-27(1) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間	基準
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」の第1号に規定する区域	午前7時から午後7時まで (10時間/日以下)	85 デシベル以下
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」の第2号に規定する区域	午前6時から午後10時まで (14時間/日以下)	

備考1：一 法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長が指定した区域）。

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ 学校教育法(昭和22年法律第26号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内であること。

二 法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

備考2：測定点は、特定建設作業の場所の敷地境界線上とする。

備考3：特定建設作業を表4-2-27(2)に示す。

表4-2-27(2) 特定建設作業の種類

特定建設作業	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

表 4-2-28 特定建設作業の騒音規制区域区分

区域の区分	規制区域
第 1 号	表 4-2-29 に示す第 1 種、第 2 種、第 3 種、及び第 4 種のうち、学校、保育所、認定子ども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m 以内の区域
第 2 号	第 4 種のうち、上記以外の区域 その他一部の地域（宮崎地区の工業専用地域）

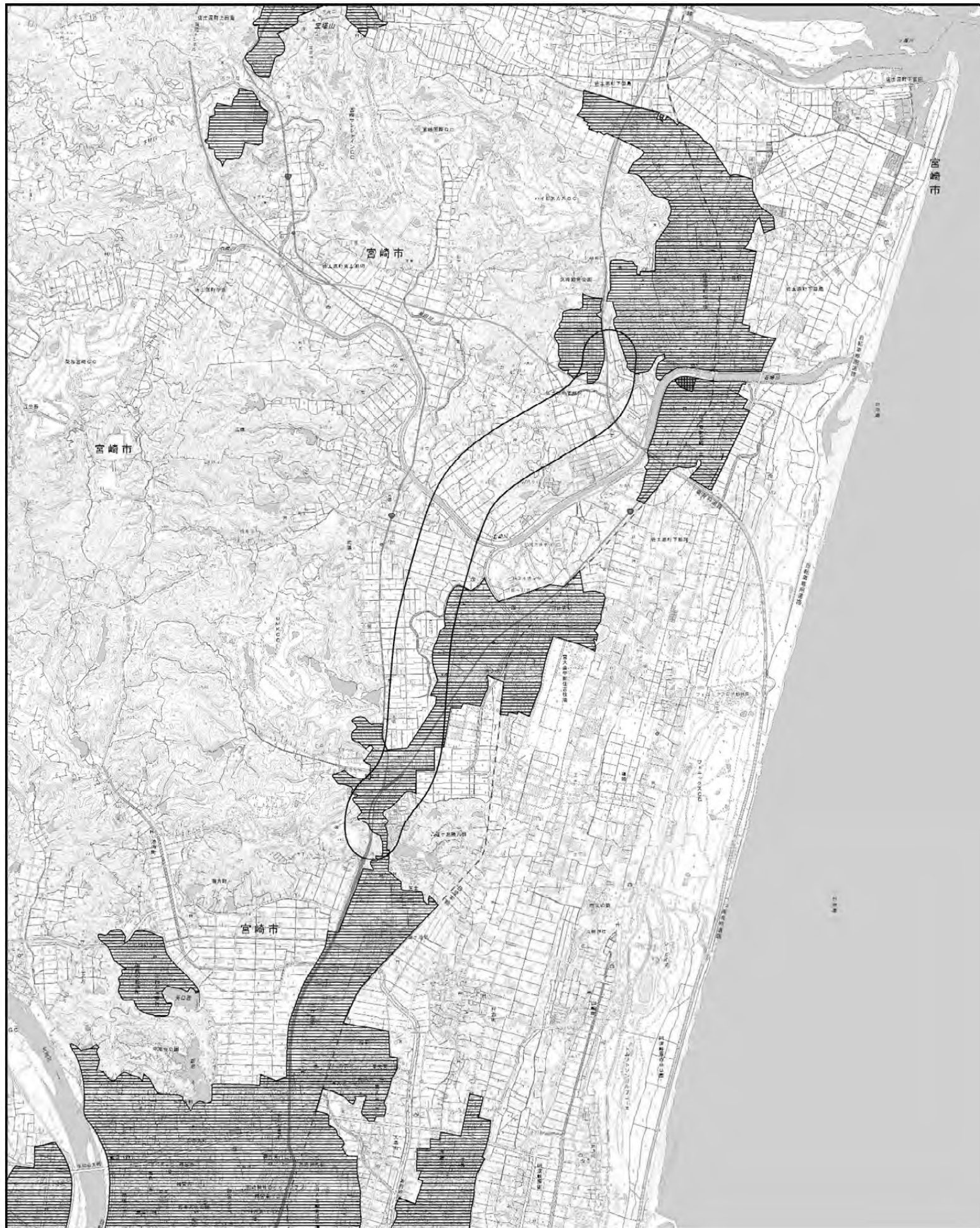
出典：「宮崎市環境白書（令和元年度版）」（令和元年 12 月、宮崎市環境部環境保全課）

表 4-2-29 特定工場等の騒音規制区域区分

区域の区分	都市計画用途地域の目安
第 1 種	第 1・2 種低層住居専用地域
第 2 種	第 1・2 種中高層住居専用地域、第 1・2 種住居地域、準住居地域
第 3 種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種	工業地域

注：区域の指定状況の詳細は、環境保全課備えつけの規制区域図を参照した。

出典：「宮崎市環境白書（令和元年度版）」（令和元年 12 月、宮崎市環境部環境保全課）



記号	区分
	第1号区域
	第2号区域

出典：「宮崎市都市計画図」（平成22年2月、宮崎市都市計画課）  
「宮崎市環境白書（令和元年度版）」（令和元年12月、宮崎市環境部環境保全課）  
「宮崎市環境部環境保全課規制区域図調べ」（令和2年4月、宮崎市環境部環境保全課）

	都市計画対象道路事業実施区域
<b>図 4-2-17 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規制区域図</b>	
	 1.50,000

(20) 振動規制法第三条第一項及び第十六条第一項の規定に基づく道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号)第3条第1項及び16条第1項に基づく道路交通振動に係る限度(以下、「要請限度」といいます)を適用する地域があります。道路交通振動の要請限度、時間の区分の状況を表4-2-30に示します。また、宮崎市における振動規制区域の地域指定状況及び区域の区分は表4-2-31に、位置図は図4-2-18に示すとおりです。

調査区域には、第1種区域及び第2種区域に指定された地域があります。

実施区域には、第1種区域及び第2種区域に指定された地域があります。

表4-2-30 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間(8時～19時)	夜間(19時～翌日8時)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考1：第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。  
第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

備考2：昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲内において都道府県知事(市の区域内の区域に係る時間については、市長が定めた時間をいう)。

昼間：午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで

夜間：午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで

備考3：デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号、最終改正：平成26年6月13日法律第69号)別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

備考4：振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号)

「宮崎市環境白書(令和元年度版)」(令和元年12月、宮崎市環境部環境保全課)

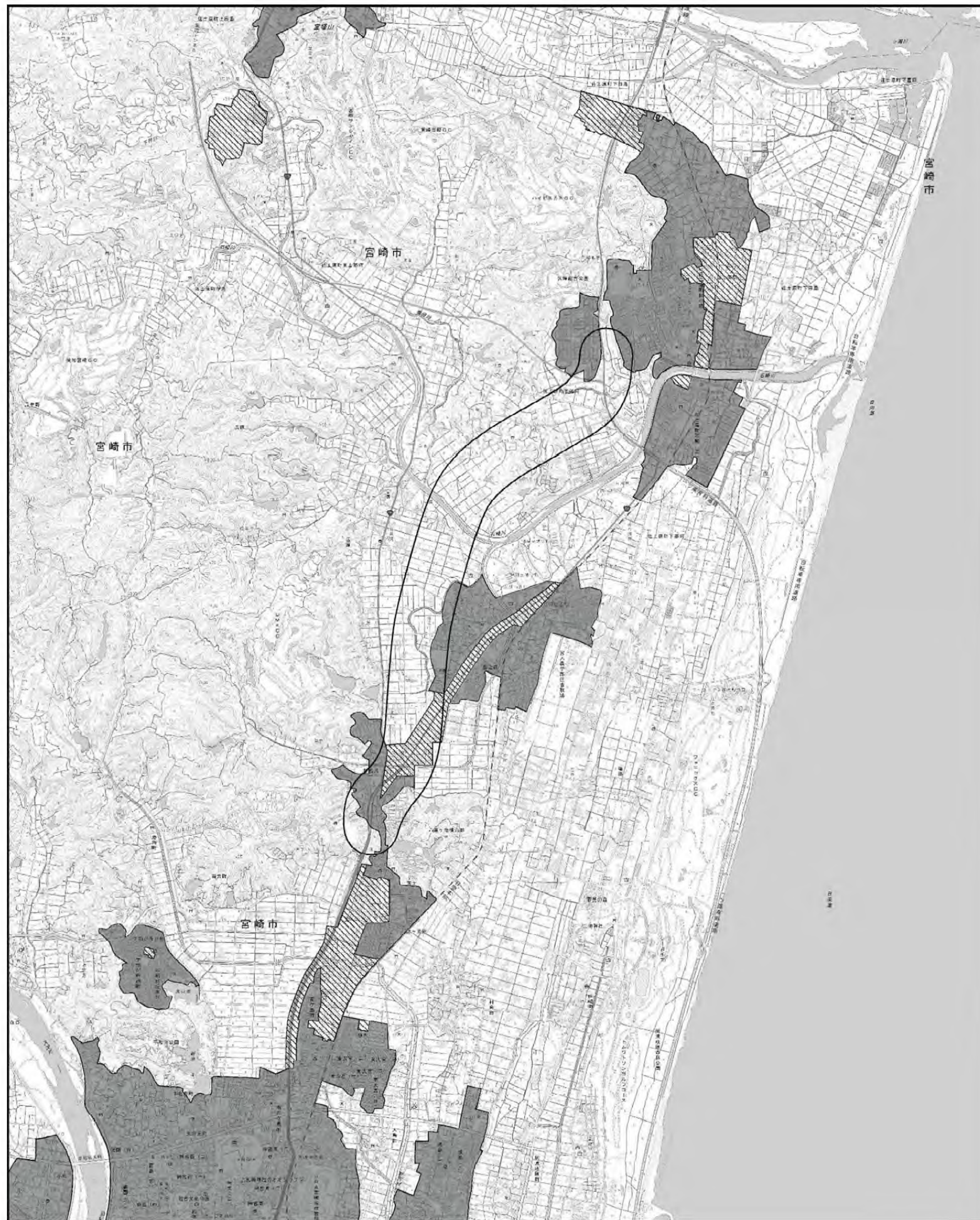
表4-2-31 道路交通の振動規制区域の区分

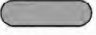

区域の区分	都市計画用途地域の目安
第1種	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地域
第2種	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域

注：区域の指定状況の詳細は、環境保全課備えつけの規制区域図を参照した。

出典：「宮崎市環境白書(令和元年度版)」(令和元年12月、宮崎市環境部環境保全課)





記号	区分
	第1種区域
	第2種区域

出典：「宮崎市都市計画図」(平成22年2月、宮崎市都市計画課)  
「宮崎市環境白書(令和元年度版)」(令和元年12月、宮崎市環境部環境保全課)  
「宮崎市環境部環境保全課規制区域図調<」(令和2年4月、宮崎市環境部環境保全課)

	都市計画対象道路事業実施区域
<b>図 4-2-18 振動規制法に基づく道路交通振動の限度の地域指定状況図</b>	
	 0 1.0 2.0 3.0 4.0km 1:50,000



(21) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号)第3条第1項及び第15条第1項に基づく特定建設作業の規制に関する基準を適用する地域があります。特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、時間の区分の状況を表4-2-32(1)及び(2)に示します。また、調査区域における地域指定状況、区域の区分を表4-2-33、表4-2-34に、指定状況の位置を図4-2-19に示します。

調査区域には、第1号区域及び第2号区域に指定された地域があります。

実施区域には、第1号区域に指定された地域があります。

表4-2-32(1) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	時間	基準
「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号)の第1号に規定する区域	午前7時から午後7時まで (10時間/日以下)	75デシベル 以下
「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号)の第2号に規定する区域	午前6時から午後10時まで (14時間/日以下)	

備考：特定建設作業を表4-2-32(2)に示す。

表4-2-32(2) 特定建設作業の種類

特定建設作業	
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)、又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

出典：「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日政令第280号、最終改正：平成23年11月28日政令第364号)

表4-2-33 特定建設作業の振動規制区域区分

区域の区分	規制区域
第1号	表4-2-34に示す第1種、及び第2種のうち、学校、保育所、認定子ども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80m以内の区域
第2号	第1号区域以外の区域

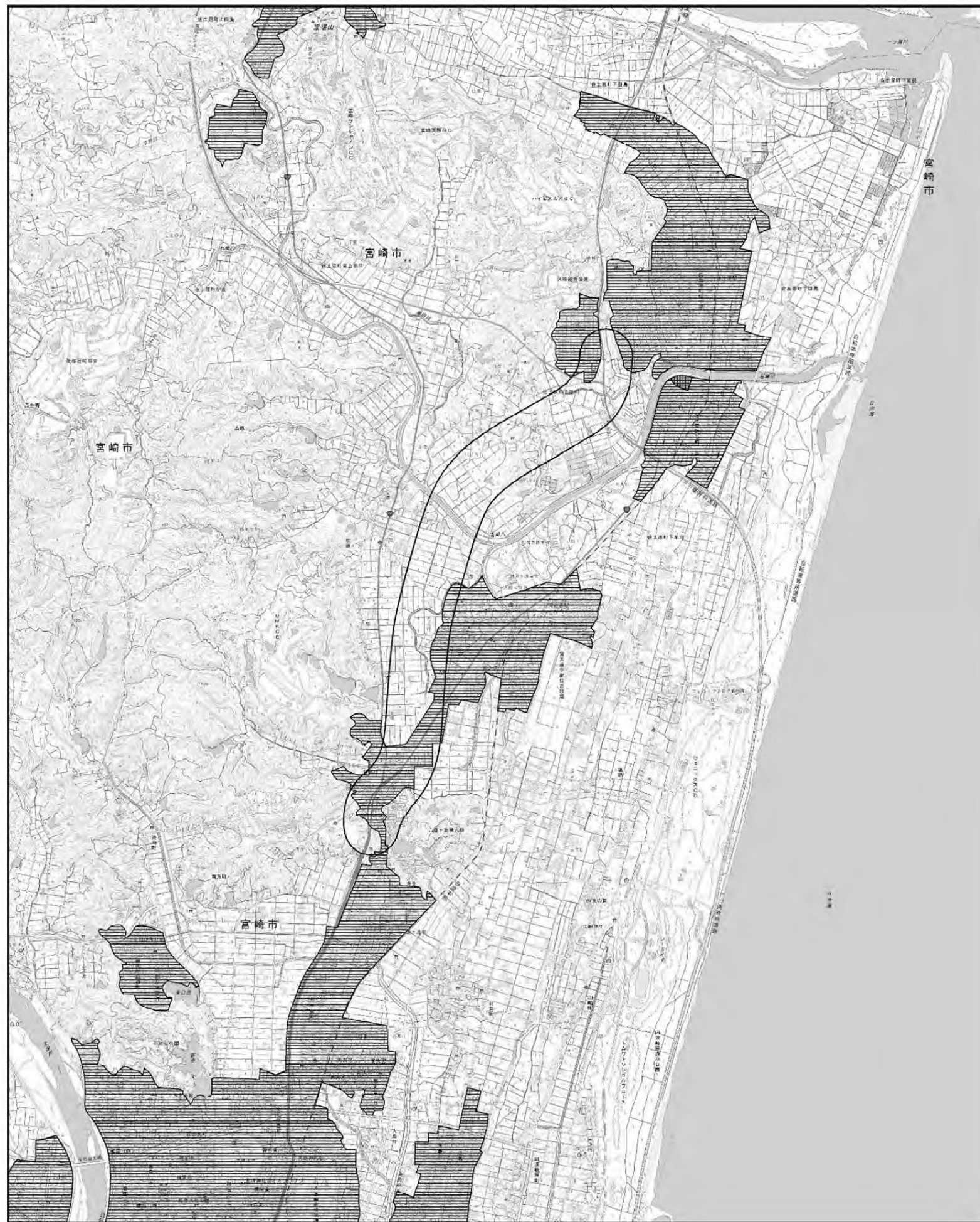
出典：「宮崎市環境白書(令和元年度版)」(令和元年12月、宮崎市環境部環境保全課)



表4-2-34 特定工場等の振動規制区域区分

区域の区分	都市計画用途地域の目安
第1種	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域
第2種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注：区域の指定状況の詳細は、環境保全課備えつけの規制区域図を参照した。

出典：「宮崎市環境白書(令和元年度版)」(令和元年12月、宮崎市環境部環境保全課)



記号	区分
	第1号区域
	第2号区域

出典：「宮崎市都市計画図」（平成22年2月、宮崎市都市計画課）  
「宮崎市環境白書（令和元年度版）」（令和元年12月、宮崎市環境部環境保全課）  
「宮崎市環境部環境保全課規制区域図調べ」（令和2年4月、宮崎市環境部環境保全課）

	都市計画対象道路事業実施区域
<b>図 4-2-19 特定建設作業等によって発生する振動の規制に関する基準の規制地域図</b>	
	 1:50,000

**(22) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準が定められた区域（上乘せ排水基準）**

調査区域には、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：平成29年6月2日法律第45号）第3条第3項の規定に基づき排水基準が定められた公共用水域の区域はありません。

**(23) 水質汚濁防止法第四条の二第一項の規定による指定地域**

調査区域には、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：平成29年6月2日法律第45号）第4条の2第1項の規定に基づき総量削減基本方針が定められた指定地域はありません。

**(24) 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する関係府県の区域**

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年10月2日法律第110号、最終改正：平成27年10月2日法律第78号）第5条第1項に規定する関係府県の区域はありません。

**(25) 瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の七の規定により指定された自然海浜保全地区**

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年10月2日法律第110号、最終改正：平成27年10月2日法律第78号）第12条の7の規定により指定された自然海浜保全地区はありません。

**(26) 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の規定により指定された指定地域**

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年7月27日法律第61号、最終改正：平成27年10月2日法律第78号）第3条第2項の規定に基づき指定された指定地域はありません。

**(27) 排水基準を定める省令別表第二の備考6に規定する湖沼及び海域**

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日環境省令第15号）別表第2の備考6の規定に基づき指定された湖沼及び海域はありません。

**(28) 排水基準を定める省令別表第二の備考7に規定する湖沼及び海域**

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日環境省令第15号）別表第2の備考7の規定に基づき指定された湖沼及び海域はありません。

**(29) 工業用水法第三条に基づく指定地域**

調査区域には、「工業用水法」（昭和31年6月11日法律第146号、最終改正：平成26年6月13日法律第69号）第3条に基づく指定地域はありません。

**(30) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律第三条に基づく規制地域**

調査区域には、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年5月1日法律第100号、最終改正：平成12年5月31日法律第91号）第3条に基づく規制地域はありません。



(31) 「地盤沈下防止等対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止対策要綱の対象地域

調査区域には、「地盤沈下防止等対策要綱地域について」(昭和56年11月18日関係閣僚会議決定)に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域はありません。

(32) 土壤汚染対策法第六条の規定により指定された指定区域

調査区域には、「土壤汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号、最終改正：平成29年6月2日法律第45号)第6条の規定により指定された要措置区域があります。要措置区域の状況を表4-2-35に示します。

実施区域には、要措置区域はありません。

表4-2-35 土壤汚染対策法第六条の規定により指定された要措置区域

指定年月日	指定番号	所在地	面積	基準に適合しない特定有害物質
平成31年2月25日	要-1	宮崎市佐土原町下田島7826番28の一部	2,072平方メートル	クロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン

出典：「土壤汚染対策法に基づく区域の指定について」(令和2年4月、宮崎市環境部環境保全課)

(33) ダイオキシン類対策特別措置法第七条に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準及び第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域

a. ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準

調査区域における「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く)、水底の底質の汚染及び土壤の汚染に係る環境基準を表4-2-36に示します。

表4-2-36 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壤	1000pg-TEQ/g以下

備考1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。  
 備考2：大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。  
 備考3：土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。  
 備考4：土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について(平成十一年十二月環境庁告示第六十八号)の一部を改正する件」(平成14年7月22日環境省告示第46号)

b. ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定状況

調査区域における「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号)第29条第1項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域はありません。

**(34) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域**

調査区域における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号）第15条の17第1項の規定により指定された指定区域があります。指定区域の指定状況は、「第2節 社会的状況 2.2 土地利用の状況 4) 有害物質に係る土地利用の状況」に示すとおりです。

**(35) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域**

調査区域における「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第139号、最終改正：平成23年8月30日法律第105号）第3条第1項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

**(36) 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健（保健保安林）又は名所若しくは旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林**


調査区域における「森林法」（昭和26年6月26日法律第249号、最終改正：平成30年6月1日法律第35号）第25条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健（保健保安林）又は名所若しくは旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林等の指定状況を図4-2-20に示します。

調査区域には、風致保安林が1箇所あります。

実施区域には、風致保安林はありません。





記号	区分
	風致保安林

出典：「保安林位置図」（令和2年4月、宮崎県環境森林部、自然環境課）

	都市計画対象道路事業実施区域
<b>图 4-2-20 風致保安林位置图</b>	
	 0 1.0 2.0 3.0 4.0km 1:50,000



**(37) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）**

調査区域には、「都市緑地法」（昭和48年9月1日法律第72号、最終改正：平成30年6月27日法律第67号）第4条第1項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、「宮崎市緑の基本計画」（平成31年3月、宮崎市）が策定されており、市街化区域における緑地確保の目標値及び1人当たりの都市公園面積の目標値は表4-2-37に示すとおりです。

**表 4-2-37 緑地確保及び都市公園整備の目標値**

項目	区分	2017年度		2027年度目標値
		前計画目標値	現況値	
緑地確保の目標水準	永続性のある緑の面積	約721ha	約728ha	約728ha
	永続性のある緑の割合	約11.1%	約11.2%	約11.2%
都市公園整備の目標水準	合計面積	約927ha	約935ha	約939ha
	1人当たり面積	23.20 m <sup>2</sup> /人	23.39 m <sup>2</sup> /人	23.54 m <sup>2</sup> /人

注：永続性のある緑とは、都市公園や公共施設緑地のほか、社会通念上、永続性が高いと考えられる民間施設緑地（例えば社寺林）や、都市緑地法や都市計画法、森林法等の土地利用規制により規制・誘導されている地域の緑のこと。

出典：「宮崎市緑の基本計画」（平成31年3月、宮崎市）

**(38) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区**

調査区域には、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（昭和55年5月26日法律第60号、最終改正：平成30年6月8日法律第41号）第3条第1項の規定により指定された第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区はありません。

**(39) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（「景観計画」）**

宮崎県では、「景観法」（平成16年6月18日法律第110号、最終改正：平成30年6月8日法律第41号）第8条第1項に基づく景観計画の策定等に必要な事項等を定めるため、「美しい宮崎づくり推進条例」（平成29年3月29日宮崎県条例第23号、最終改正：平成29年3月29日宮崎県条例第23号）が公布され、「美しい宮崎づくり推進計画 ～愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の創造と継承～」（平成29年11月、宮崎県）が策定されています。また、宮崎市においても、「景観法」第8条第1項に基づく景観計画の策定等に必要な事項等を定めるため、「宮崎市景観条例」（平成19年9月28日宮崎市条例第35号、最終改正：平成23年3月31日宮崎市条例第23号）が公布され、「宮崎市景観計画」（平成19年10月（平成31年4月変更）、宮崎市）が策定されています。宮崎県、宮崎市が策定した「景観法」に基づく景観計画の概要は以下のとおりです。

## a. 美しい宮崎づくり推進計画

### ア. 景観計画の概要

宮崎県では、中核市である宮崎市に加え、平成27年3月1日までに、その他全ての市町村が県との協議(同意)を得て景観行政団体となりました。景観行政団体となった市町村においては、景観計画の策定や景観重要建造物の指定などを通して、地域の自然や歴史、文化等を生かした様々な施策や活動により美しい郷土づくりが進められています。

宮崎県では、「美しい宮崎づくり推進計画 ～愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の創造と継承～」(平成29年11月、宮崎県)の中で、目指すべき姿として「愛着と誇りを持てる『美しい宮崎』の創造と継承」を掲げ、県・市町村・県民・事業者が連携して、景観の保全・創出・活用による魅力ある地域づくり(＝美しい宮崎づくり)に取り組むこととしています。計画期間は、平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)までの10年間としています。

本計画では、「美しい宮崎づくり推進条例」(平成29年3月29日宮崎県条例第23号、最終改正：平成29年3月29日宮崎県条例第23号)第10条～第26条に基づき図4-2-21に示す4つの分野ごとに、県、市町村、県民及び事業者の役割分担と具体的な取組を示しています。また、今後10年間で特に取り組むべき3つの重点施策を分野横断的に明示しています。



出典：「美しい宮崎づくり推進計画～愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の創造と継承～」(平成29年11月、宮崎県)

図4-2-21 「美しい宮崎づくり推進計画」に示されている分野別施策の概要

## イ. 分野別施策の内容

分野別施策のうち「公共事業に係る良好な景観の形成」においては、公共事業により整備される道路、公園などの公共事業を実施する際は、周辺の景観との調和を十分考慮し、住民の地域に対する愛着と誇りを尊重するとともに、地域固有の景観を生かした魅力的な地域づくりに資することを目指しています。そのため、表 4-2-38 に示す施策を掲げています。なお、県は、県以外の公共事業を実施する者に対し、公共事業を行うに当たっては、公共事業景観形成指針に配慮するよう求めるものとしています。

表 4-2-38 公共事業に係る良好な景観の形成に向けた施策

施策	内容	方針
周囲の景観に配慮した公共事業の推進	ア. 景観に配慮した公共事業を推進するための仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県、市町村間の情報交換や情報共有を促進する。</li> <li>・設計段階から景観に配慮する仕組みを構築する。</li> <li>・景観重要公共施設制度<sup>注</sup>の活用を推進する。</li> </ul>
	イ. 構想・計画段階における多様な意見の聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観は県民共有の財産であることを踏まえ、優れた景観を有する地域や事業により景観に大きな影響を与えるおそれがある事業については、計画の初期段階から幅広い主体の参加により良好な景観の保全・創出に向けた合意形成が図られるよう住民等への情報提供を行い、意見を聴取するよう努める。</li> <li>・景観まちづくりアドバイザー制度を活用し、公共事業に景観等の専門家の意見を反映させる取組を推進する。</li> </ul>
	ウ. 景観整備方針の継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計者、発注者及び施工者は、当該事業に関して、構想段階から設計段階までの過程で合意された景観整備の方針が施工段階まで継承されるよう、お互いに意思疎通を図り、景観形成に関する共通認識を持って公共事業を推進する。</li> </ul>
	エ. 意識の醸成と人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民一人ひとりの景観意識や公共施設に対する愛着を醸成する取組を推進する。</li> <li>・実務者研修の開催や事例集の作成等により、公共事業における景観づくりの担い手となる人材の育成とネットワークづくりを推進する。</li> </ul>

注：景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 41 号）に基づき、地域の景観上重要な公共施設（道路や河川、公園など）として指定された公共施設のこと。景観行政団体が景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項や景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準を定めることにより、良好な景観の形成を図ることができる。  
 出典：「美しい宮崎づくり推進計画～愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の創造と継承～」（平成 29 年 11 月、宮崎県）

## ウ. 宮崎県景観形成基本方針

宮崎県では、今後の全県的な景観形成を積極的に推進していくために、県全体としての景観形成の基本的方向を示すことを主たる目的として「宮崎県景観形成基本方針」（平成19年4月、宮崎県）を策定しています。

この基本方針は、県としての景観形成に関する基本的考え方や方向性を明らかにし、住民と行政が協働して景観を糸口とした持続的かつ活力ある宮崎県を創造するものです。

また、宮崎県が目指す将来像の実現に向けて、5つの方針に基づき、住民・事業者、市町村並びに県が一体となって取り組むこととしています。基本方針で示されている5つの方針の概要を表4-2-39に示します。

表 4-2-39 景観形成基本方針の概要

項目	景観形成の視点
将来像	<p>【自然と人々の生活が融合した“美しいみやざき”の創造】</p> <p>地域がそれぞれの特性から生まれた「美しさ」を見いだし、それを守り、育み、生かす取り組みを進めることが必要であり、県土全体が『自然と人々の生活が融合した“美しいみやざき”』として築き上げられていくことを目指します。</p>
基本方針	<p>方針1. 意識と人を育てる</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 景観に関する意識の啓発・醸成</li> <li>2. 景観づくりの担い手となる「人」の育成・支援</li> <li>3. 景観づくりネットワークの形成</li> </ol> <p>方針2. 自然とともに生きる</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生態系に配慮した貴重な自然環境の保全</li> <li>2. 広域の見地に基づく自然景観の保全・形成</li> </ol> <p>方針3. 生活の営み・文化を守り、育てる</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 持続的な生産活動の展開</li> <li>2. 適正な土地利用コントロール</li> <li>3. 地域の風土に合った景観の保全・形成</li> <li>4. 地域の歴史・文化の継承と誇りや愛着の醸成</li> </ol> <p>方針4. 調和のとれた生活空間を創る</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身近な生活空間（街区単位）の質向上</li> <li>2. 魅力ある公共空間（道路・河川等）の創出</li> <li>3. 潤いある都市空間（都市計画区域内）の創出</li> <li>4. まとまりある市街地（商業地等）の形成</li> </ol> <p>方針5. 特性を活かし、活性化につなげる</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 温暖な気候や歴史等を生かした観光振興</li> <li>2. 都市部と中山間地域の交流促進</li> <li>3. 賑わいやもてなしの空間・環境づくり</li> <li>4. 積極的な情報発信</li> </ol>

出典：「宮崎県景観形成基本方針」（平成19年4月、宮崎県）

## エ. 宮崎県公共事業景観形成指針

宮崎県では、公共事業を実施する際の景観形成のあり方と方向性を示した「宮崎県公共事業景観形成指針」（平成22年3月、宮崎県）を策定しています。宮崎県公共事業景観形成指針の概要を表4-2-40に示します。



表 4-2-40 宮崎県公共事業景観形成指針の概要

項目	内容
指針の適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が実施する全ての公共事業について適用する。</li> <li>・ 景観重要公共施設<sup>注</sup>に位置づけられた公共施設の整備及び占用許可等は景観計画に即して行うものとするが、景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準に定めのない事項については本指針によるものとする。</li> <li>・ 一体的な取組が重要であることから、県は広域行政の担い手として、国の機関や市町村も含め、対象となる公共事業を実施する者に対し、景観形成に対する意識改革や人材育成に努めるとともに、宮崎県公共事業景観形成指針に即した取組を求めるものとする。</li> </ul>
基本的事項	<p>本県における良好な景観保全・創出を図るため、公共事業の実施に当たり配慮すべき基本的事項として、以下の5項目を掲げている。</p> <p>(1) 景観形成の基本理念 地域にあった整備水準・内容、及び構想段階から周囲との調和や景観への配慮に努めるなど、公共施設や公共建築物そのものの質向上に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(2) 法令等の遵守と公共施設管理者からの積極的な取組 景観重要公共施設制度の積極的な活用に努めるなど、公共施設管理者の立場から積極的に景観形成に努める必要がある。</p> <p>(3) 意識の醸成と人材育成 景観づくりの担い手となる「人」の育成・支援やその人々が連携して活動しやすいよう、景観づくりのネットワーク形成に努める必要がある。</p> <p>(4) 環境の保全と向上 生態系に配慮した自然環境の保全に努めるとともに、都市部においては、街路樹や花木の植栽の植栽など、魅力ある公共空間の創出に努める必要がある。</p> <p>(5) 地域の特性を生かし、活性化につなげる 自然環境や歴史的建造物等を保全するとともに、地場産材や伝統技術の利活用に努めるなど、地域特性に配慮した整備を行う必要がある。</p>
段階別配慮事項	<p>公共事業を進めるにあたって、構想段階、計画段階、設計段階、施工段階、維持管理段階の各段階において配慮すべき事項を示す。また、各段階で検討した事項については、構想段階から維持管理段階に至るまで、その思想を引き継いでいくものとする。</p>
共通指針	<p>公共施設における良好な景観の形成を図るため、共通する項目について配慮すべき事項として、法面、擁壁、護岸、防護柵等の指針が示されている。</p>
施設別指針	<p>公共施設における良好な景観の形成を図るため、施設別に配慮すべき事項として、道路、橋梁、河川、公園・緑地等の指針が示されている。道路に対する指針の概要を以下に示す。</p> <p>道路に関しては、それ自体が構造物として見られる対象である以前に、美しい風景を体験する重要な視点場となり、特に市街地ではほとんどの景観は道路を視点場としたものとなる。このような道路景観の特性に注目し、道路の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、自然環境への影響を最小限になるよう努めるなど、地域の特性や周辺の景観との調和に配慮する必要がある。</p> <p>上記内容を踏まえ、沿道の修景を行い、美しい沿道空間の創出に努める等の8項目について指針を示している。</p>

注：景観法（平成16年6月18日法律第110号、最終改正：平成30年6月8日法律第41号）に基づき、地域の景観上重要な公共施設（道路や河川、公園など）として指定された公共施設のこと。景観行政団体が景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項や景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準を定めることにより、良好な景観の形成を図ることができる。  
出典：「宮崎県公共事業景観形成指針」（平成22年3月、宮崎県）

## b. 宮崎市景観計画

宮崎市では、「宮崎市景観計画」（平成 19 年 10 月（平成 31 年 4 月変更）、宮崎市）において、宮崎市全域が景観計画区域に指定されており、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項（行為の制限の対象とする行為及び景観形成基準）、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針に関する事項等が定められています。

### ア. 景観計画区域、重点景観形成地区、景観形成推進地区の設定

景観計画区域のうち景観形成上特に重要な地区については、「重点景観形成地区」として 5 地区（高千穂通り地区、一ツ葉リゾート地区、日南海岸地区、大淀川地区、宮崎駅東通り地区）定められています。また、地域住民や事業者などが、自ら積極的に景観形成に取り組もうとする地域については、「景観形成推進地区」として 1 地区（四季通り地区）定められており、地元と連携しながら景観形成を推進することとなっています。

調査区域には、重点景観形成地区として、図 4-2-22 に示すとおり一ツ葉リゾート地区が指定されています。景観形成推進地区はありません。

実施区域には、重点景観形成地区はありません。

### イ. 行為の制限に係る届出対象行為及び行為の制限

行為の制限に関する事項については、景観計画区域（重点景観形成地区及び景観形成推進地区を除く）では、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出対象行為、及び行為の制限が示されています。なお、これらの行為は、建築物及び工作物（太陽光設備を含む）とされています。

重点景観形成地区及び景観形成推進地区における行為の制限に関しては、表 4-2-41 に示す建築物、工作物（太陽光設備を含む）、及び開発行為等が該当します。また、行為の制限が示されている中で、各地区共通の開発行為等に関する制限としては、表 4-2-42 に示すとおりです。また、調査区域に存在する重点景観形成地区（一ツ葉リゾート地区）の行為の制限（建築物及び工作物）は表 4-2-43 に示すとおりです。

表 4-2-41 重点景観形成地区及び景観形成推進地区における届出対象行為

番号	行為
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（太陽光発電設備を設置する場合も含む）
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
3	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為
4	土地の形質の変更【3. 開発行為を除く。】
5	木竹の伐採又は植栽

注：都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日法律第 22 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

出典：「宮崎市景観計画」（平成 19 年 10 月（平成 31 年 4 月変更）、宮崎市）

表 4-2-42 各地区共通の行為の制限（開発行為）

項目	行為の制限
開発行為・土地の形質の変更	○造成を伴う土地の形質の変更は、最小限とし周囲は十分な緑化を行うこと。 ○擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。
木竹の伐採又は植栽	○道路に面する部分では出来る限り伐採を避けるよう努めること。 ○植栽にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定等に努めること。

出典：「宮崎市景観計画」（平成 19 年 10 月（平成 31 年 4 月変更）、宮崎市）

表 4-2-43 重点景観形成地区（一ツ葉リゾート地区）の行為の制限（建築物及び工作物行為）

項目	行為の制限								
色 彩	○外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、次の基準により制限を行うこととする。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R(赤)・YR(黄赤)</th> <th>Y(黄)</th> <th>その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>彩度 6 以下</td> <td>彩度 6 以下</td> <td>彩度 5 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	基準値	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下
	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相					
基準値	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下						
<p>※：色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。</p> <p>※：背景が緑地等の自然地となる場合は、上記基準に次の基準を追加する。明度 2 以上 7 以下（鉄柱のみ）</p> <p>※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。</p> <p>※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。</p>									

注：開発行為に関する制限は示されていない。

出典：「宮崎市景観計画」（平成 19 年 10 月（平成 31 年 4 月変更）、宮崎市）

#### ウ. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に関する事項

宮崎市では、「宮崎市景観条例」（平成 19 年 9 月 28 日宮崎市条例第 35 号、最終改正：平成 23 年 3 月 31 日宮崎市条例第 23 号）に基づき、景観重要建造物が 5 件、及び景観重要樹木が 2 件指定されていますが、調査区域には指定された景観重要建造物等はありません。

#### エ. 景観重要公共施設の整備等に関する事項

景観重要公共施設は、道路や河川、都市公園などのうち、景観形成のための取り組みを周辺と一体的に行うことが期待されるものについて、地域の景観形成上重要な公共施設として、管理者の同意の上、景観計画に位置づけるものです。宮崎市では、表 4-2-44 に示す方針に基づき、表 4-2-45 に示す景観重要公共施設を指定しています。なお、整備に際しては、表 4-2-46 及び表 4-2-47 に示す事項に基づくものとしています。

表 4-2-44 景観重要公共施設の整備方針

番号	方 針
1	本市の景観の骨格となる軸や拠点の周辺に位置する施設。
2	景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある地域に位置する施設。
3	地域住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設。
4	当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できるもの。
5	大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるもの。
6	その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地域に位置する施設。

出典：「宮崎市景観計画」（平成 19 年 10 月（平成 31 年 4 月変更）、宮崎市）

表 4-2-45 景観重要公共施設の指定

公共施設	区分	重点区間
河川	①一級河川 ②二級河川	・一級河川大淀川で、大淀川地区重点景観形成地区における区間
道路	①高速自動車国道 ②一般国道 ③県道 ④都市計画道路に指定された市道 ⑤市道橋東3の1号線(四季通り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道220号で、日南海岸地区重点景観形成地区における区間</li> <li>・県道宮崎停車場線で、高千穂通り地区重点景観形成地区における区間</li> <li>・県道宮崎インター佐土原線で、一ツ葉リゾート地区重点景観形成地区における区間</li> <li>・市道北権現通線で、一ツ葉リゾート地区重点景観形成地区における区間</li> <li>・市道川原通線で、大淀川地区重点景観形成地区の橘公園通りゾーンにおける区間</li> <li>・大淀川に架かる橋梁と当該橋梁を含む路線で、大淀川地区重点景観形成地区における区間</li> <li>・市道宮崎駅東通線の全区間</li> <li>・市道橋東3の1号線の全区間</li> </ul>

出典：「宮崎市景観計画」（平成19年10月（平成31年4月変更）、宮崎市）

表 4-2-46 河川整備に関する事項（共通事項）

項目	整備に関する事項
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川は、地域の景観の骨格を形成し、水辺空間や豊かな自然を提供していることから、地域特性や周辺景観に応じた整備に努める。</li> <li>○河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、河川環境を保全し、市民の憩いの場となる親水空間の創出、緑化、広場や歩道の設置など、質の高い河川空間の整備に努めるとともに、適正な維持管理を行う。</li> </ul>
護岸	○防災上等やむを得ない場合を除き、周辺景観と調和した色彩及び形態とする。
水門	○周辺景観と調和した色彩及び形態とする。

出典：「宮崎市景観計画」（平成19年10月（平成31年4月変更）、宮崎市）

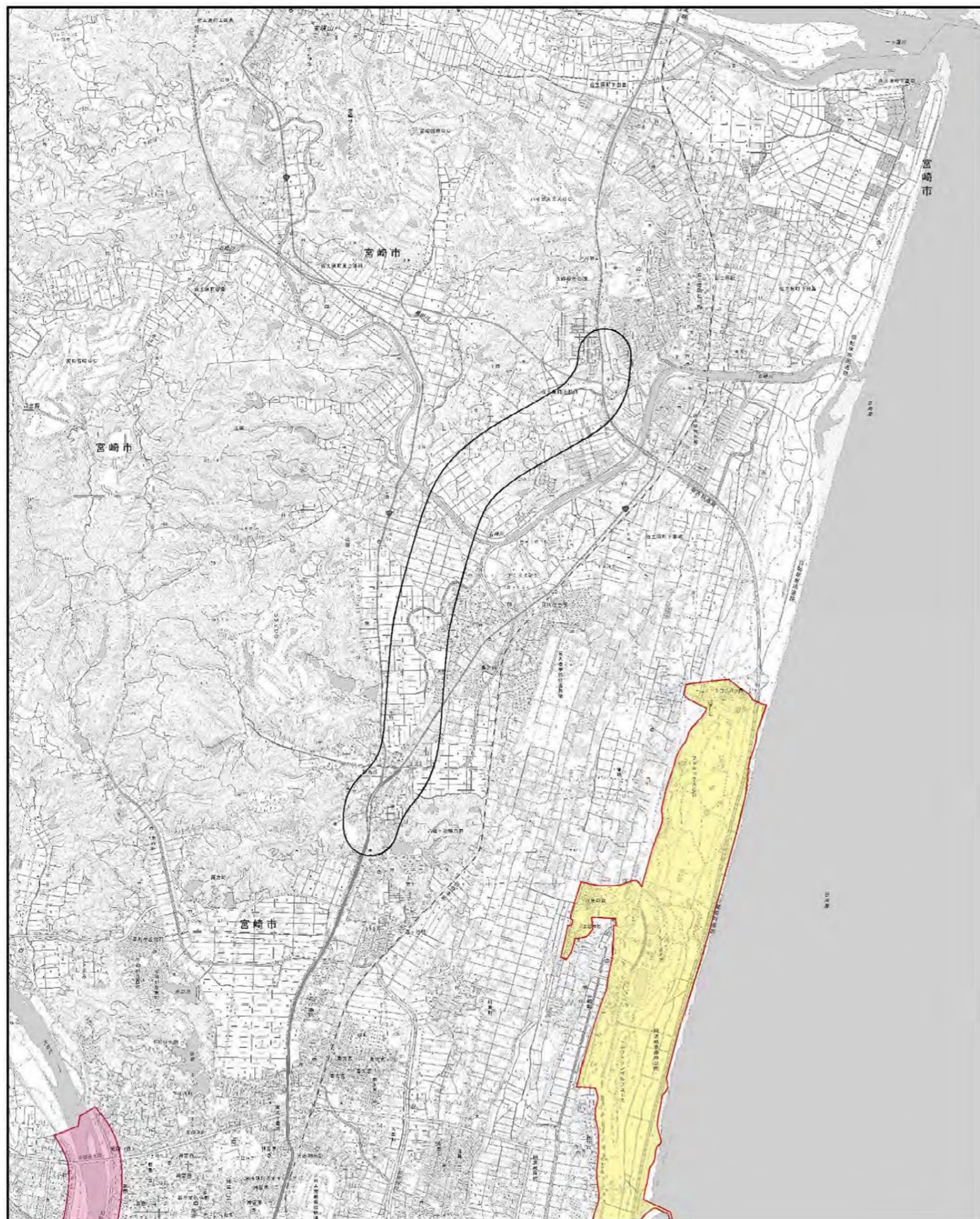


表 4-2-47 道路整備に関する事項（共通事項）

項目	整備に関する事項								
基本方針	<p>○道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となって地域の景観を印象付ける重要な役割を担っていることから、地域特性や周辺景観に調和した道路景観整備に努める。</p> <p>○道路景観は様々な要素の組み合わせにより形成されていることから、個々の要素の整備の際には、華美な装飾を避け、他の要素と調和したデザイン及び色彩とし、一体的な景観の形成に努める。</p> <p>○道路として求められる機能の本質を認識し、機能と景観の両面において質の高い整備に努めるとともに、適正な維持管理を行う。</p>								
緑化	<p>○可能な限り街路樹や植栽帯を設置し、周辺景観や幅員構成に応じた樹種の選定に努める。</p> <p>○法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努める。</p>								
舗装	<p>○道路特性や地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、街並みや沿道景観と一体となった整備を行う。</p> <p>○舗装の基調色（主に用いられる色彩）に使用できる色彩は、以下の通りとする。やむを得ない場合は、周辺景観と調和した色彩とし、必要最小限の規模に抑えるなど配慮を行う。</p> <table border="1" data-bbox="456 801 1390 898"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 801 624 844">色相</th> <th data-bbox="624 801 879 844">R(赤)・YR(黄赤)</th> <th data-bbox="879 801 1134 844">Y(黄)</th> <th data-bbox="1134 801 1390 844">その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 844 624 887">基準値</td> <td data-bbox="624 844 879 887">彩度 6 以下</td> <td data-bbox="879 844 1134 887">彩度 6 以下</td> <td data-bbox="1134 844 1390 887">彩度 5 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。</p> <p>○交通安全上の着色は、周辺景観を損なうことのないよう必要最小限とし、むやみに多用しないようにする。</p>	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	基準値	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下
色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相						
基準値	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下						
防護柵・落石防止柵	<p>○道路特性や周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性の確保に努める。</p>								
橋梁	<p>○地域特性及び周辺景観に配慮したデザイン、色彩及び構造形式とする。</p> <p>○高架道路等については、橋桁と橋脚の総合的なデザインや圧迫感の軽減に努めるなど配慮を行う。</p>								
擁壁	<p>○できる限り巨大、長大にならないよう配慮する。やむを得ない場合は、緑化や形態等の工夫により圧迫感の軽減や周辺景観との調和に努める。</p>								
その他	<p>○標識類、照明類等の道路付属物は、周辺景観と調和したデザイン、色彩及び規模とし、輻輳しないように配置する。</p> <p>○無電柱化を推進し、すっきりとした景観の形成に努める。</p>								

出典：「宮崎市景観計画」（平成 19 年 10 月（平成 31 年 4 月変更）、宮崎市）





【重点景観形成地区】

記号	区分
	一ツ葉リゾート地区
	大淀川地区

出典：「宮崎市景観計画」（平成19年10月（平成31年4月変更）、宮崎市）

	都市計画対象道路事業実施区域
<p>図 4-2-22 宮崎市景観計画で定められた重点景観形成地区位置図</p>	
	<p>1:50,000</p>



**(40) 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域**

宮崎市における「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号、最終改正：平成30年4月25日法律第22号)第8条第1項第1号の規定に基づき定められた用途地域の状況を表4-2-48に、調査区域における指定状況を図4-2-23に示します。

調査区域には、用途地域が指定されています。

実施区域には、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域に指定された区域があります。

**表 4-2-48 用途地域の状況**

単位：ha

都市計画区域名		宮崎広域	
関係市		宮崎市 (旧佐土原町を除く)	(旧) 佐土原町
面積		4913	576
用途地域	第一種低層住居専用地域	1637.7	110.2
	第二種低層住居専用地域	—	62.7
	第一種中高層住居専用地域	134.0	36.2
	第二種中高層住居専用地域	542.0	—
	第一種住居地域	676.5	185.4
	第二種住居地域	999.2	41.1
	準住居地域	11.1	25.9
	近隣商業地域	207.0	15.8
	商業地域	184.0	15.9
	準工業地域	321.0	—
	工業地域	108.0	79.1
	工業専用地域	92.0	3.3
	計		4912.5
法指定年月日		S5. 4. 10	S13. 10. 13
最終指定年月日		H11. 8. 5	H17. 4. 25
用途地域最終変更年月日		H24. 3. 29	H17. 3. 17

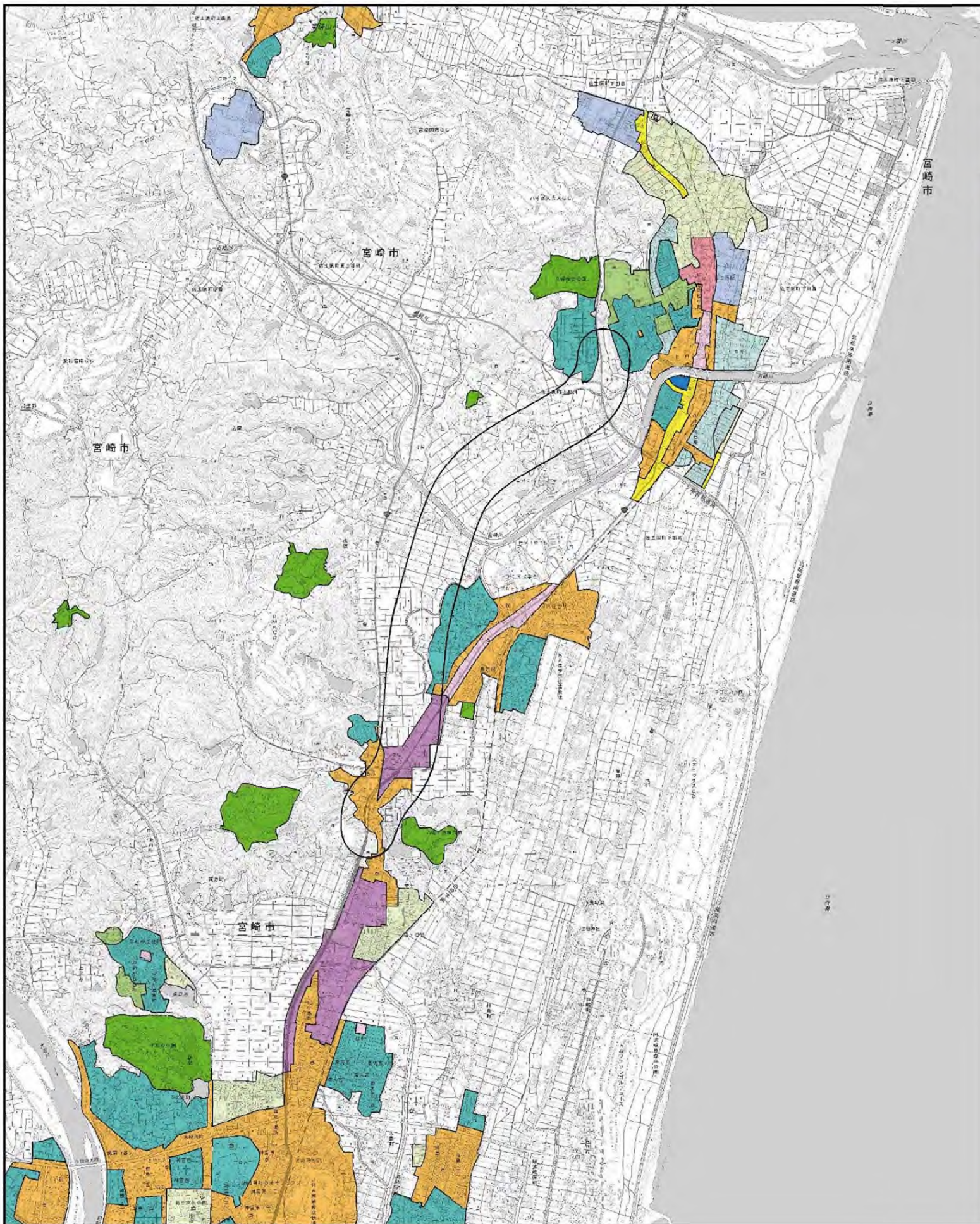
注：「—」は、用途地域指定を受けていないことを示す。

出典：「宮崎県の都市計画（資料編）」(平成31年4月、宮崎県県土整備部都市計画課)

**(41) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」）**

調査区域には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年5月23日法律第40号、最終改正：平成30年6月8日法律第42号)第5条第1項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画はありません。





記号	区分
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域

記号	区分
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市計画公園

出典：「宮崎市都市計画図」(平成22年2月、宮崎市都市計画課)





2) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(1) 「保護林制度の改正について」により指定された保護林の区域

調査区域には、「保護林制度の改正について」(平成27年9月28日27林国経第49号)に基づく保護林の区域の指定はありません。

(2) 保安林の区域

「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号、最終改正：平成30年6月1日法律第35号)第25条第1項、第25条の2第1項及び第2項の規定に基づく保安林の指定状況を図4-2-24に示します。調査区域には、潮害防備保安林、保健保安林等があります。

実施区域には、保安林はありません。

(3) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた基準又は目標等

a. 宮崎市公害防止条例に基づく騒音等の規制基準

宮崎市では、「宮崎市公害防止条例」(昭和47年10月16日宮崎市条例第41号、最終改正：平成17年6月30日宮崎市条例第44号)の規定に基づき、工場又は事業場の騒音を規制する区域・規制基準、及び飲食店営業等の営業に伴って発生する夜間における騒音を規制する区域・規制基準が定められています。

工場及び事業場の騒音の規制基準は表4-2-49に、飲食店営業等に係る騒音の規制基準は表4-2-50に示すとおりです。

表4-2-49 工場及び事業場に係る騒音の規制基準(宮崎市公害防止条例)

時間の区分 区域の区分	朝		
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	(午前6時から午前8時まで) 夕 (午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から午前6時まで)
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考

- 1 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号、最終改正：平成26年6月13日法律第69号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法(平成4年法律第51号、最終改正：平成26年6月13日法律第69号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - イ 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - ロ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - ハ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - ニ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

出典：「宮崎市公害防止条例施行規則」(昭和48年3月31日、宮崎市規則第3号、最終改正：令和元年6月27日、規則第3号)

表 4-2-50 飲食店営業等に係る騒音の規制基準（宮崎市公害防止条例）

区域の区分	時間の区分 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域	40 デシベル
第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	45 デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	50 デシベル
工業地域	55 デシベル
備考 騒音の測定方法等については、特定工場等において発生する騒音に係る規制基準の備考に定めるところによる。	

出典：「宮崎市公害防止条例施行規則」（昭和 48 年 3 月 31 日、宮崎市規則第 3 号、最終改正：令和元年 6 月 27 日、規則第 3 号）



記号	区分
	潮害防備保安林
	潮害防備保安林、保健保安林
	魚つき保安林・航行の目標の保存保安林
	土砂流出・崩壊の防備保安林

出典：「保安林位置図」（令和2年4月、宮崎県環境森林部、自然環境課）

	都市計画対象道路事業実施区域
<b>図 4-2-24 保安林位置図</b>	
	 1:50,000



(4) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた自然環境の保全を目的に指定された区域

a. 宮崎県沿道修景美化条例に基づく沿道修景美化路線、沿道修景植栽地区等の指定状況

宮崎県において、「宮崎県沿道修景美化条例」（昭和44年4月1日宮崎県条例第13号、最終改正：平成18年3月29日宮崎県条例第25号）が策定されています。この条例では、県内の沿道において、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区、沿道修景指定樹木を指定し、すぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽等を行うことによって、沿道の修景を図り、郷土の美化を推進することとしています。また、県内の主要都市を結ぶ幹線道路で、一般国道10号、一般国道219号等は沿道修景推進路線として設定され、沿道修景美化を推進する路線としています。

調査区域における沿道修景植栽地区等の指定状況を表4-2-51及び図4-2-25に示します。

実施区域には、沿道修景植栽地区等はありません。なお、一般国道10号、一般国道219号といった沿道修景推進路線として設定された路線が存在します。

表4-2-51 宮崎県沿道修景美化条例に基づく指定状況（沿道修景美化推進路線）

指定状況	番号	名称	所在地	修景用植物の種類
沿道修景植栽地区	1	上田島	佐土原町大字上田島字西の久尾地内 佐土原町大字上田島字追手地内	スイフヨウ
	2	下田島	宮崎市佐土原町下田島字宮本地内 宮崎市佐土原町下田島字徳ヶ淵地内	パンパスグラス
	3	岩見堂	佐土原町東那珂字岩見堂地内	ムクゲ
	4	黒田	佐土原町下那珂字黒田地内	ネム
	5	下那珂	佐土原町下那珂字黒田地内 佐土原町下那珂字浮橋地内	サルスベリ
	6	一ツ葉海岸	宮崎市吉村町地内 宮崎市佐土原町下那珂地内	ワシントニアパー ム・クロマツ・シャリ ンバイほか
	7	南方	宮崎市南方地内	サルスベリ
沿道修景指定樹木	8	エノキ	佐土原町大字那珂字東野久尾地内	樹姿見
	9	シラフジ	佐土原町大字東那珂字花立地内	開花美
	10	シデコブシ	宮崎市佐土原町広瀬地内	名木

注：番号は図4-2-25の番号と対応する。

出典：「宮崎県沿道修景美化条例の指定状況」（平成22年3月、宮崎県県土整備部道路保全課）

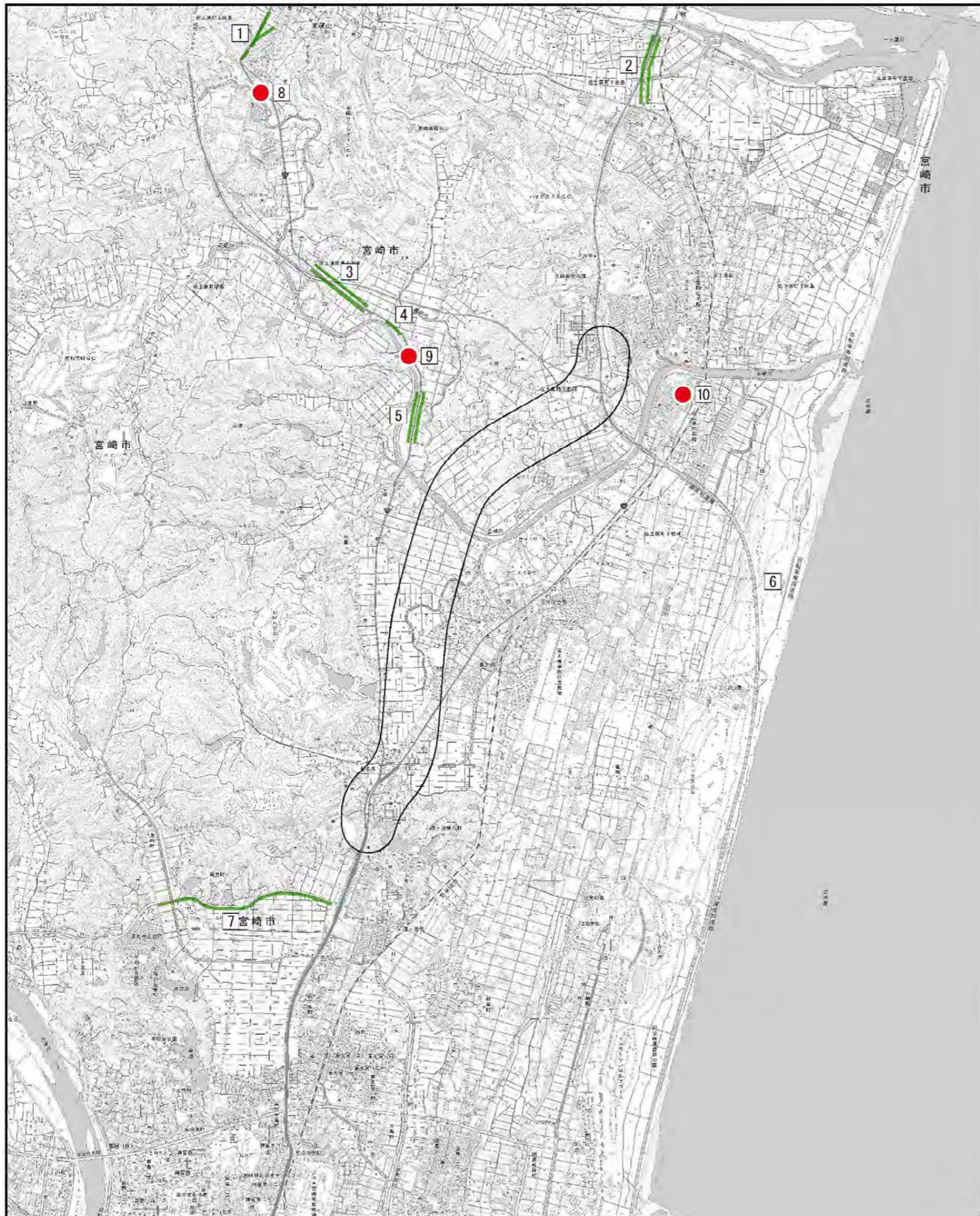
b. 宮崎市緑のまちづくり条例（宮崎市緑の基本計画）に基づく緑化重点地区の指定状況

宮崎市において、「宮崎市緑のまちづくり条例」（平成14年12月13日宮崎市条例第45号、最終改正：平成19年9月28日宮崎市条例第35号）が策定されています。本条例は、「宮崎市緑の基本計画」（平成13年9月、宮崎市）に基づき、市、市民及び事業者の三者が一体となり、花と緑の豊かなまちづくりを総合的・計画的に推進するため、その指針となるように制定されています。宮崎市緑の基本計画の中では、特に重点的に緑のまちづくりを推進するために、3箇所の緑化重点地区が示されています。

調査区域には、緑化重点地区のうち、図4-2-26に示す緑化重点地区として一ツ葉地区（市民の森、フローランテ宮崎、国際海浜エントランスプラザ（英国式庭園）、県立阿波岐原森林公園、みやざき臨海公園他）等があります。

実施区域には、緑化重点地区はありません。



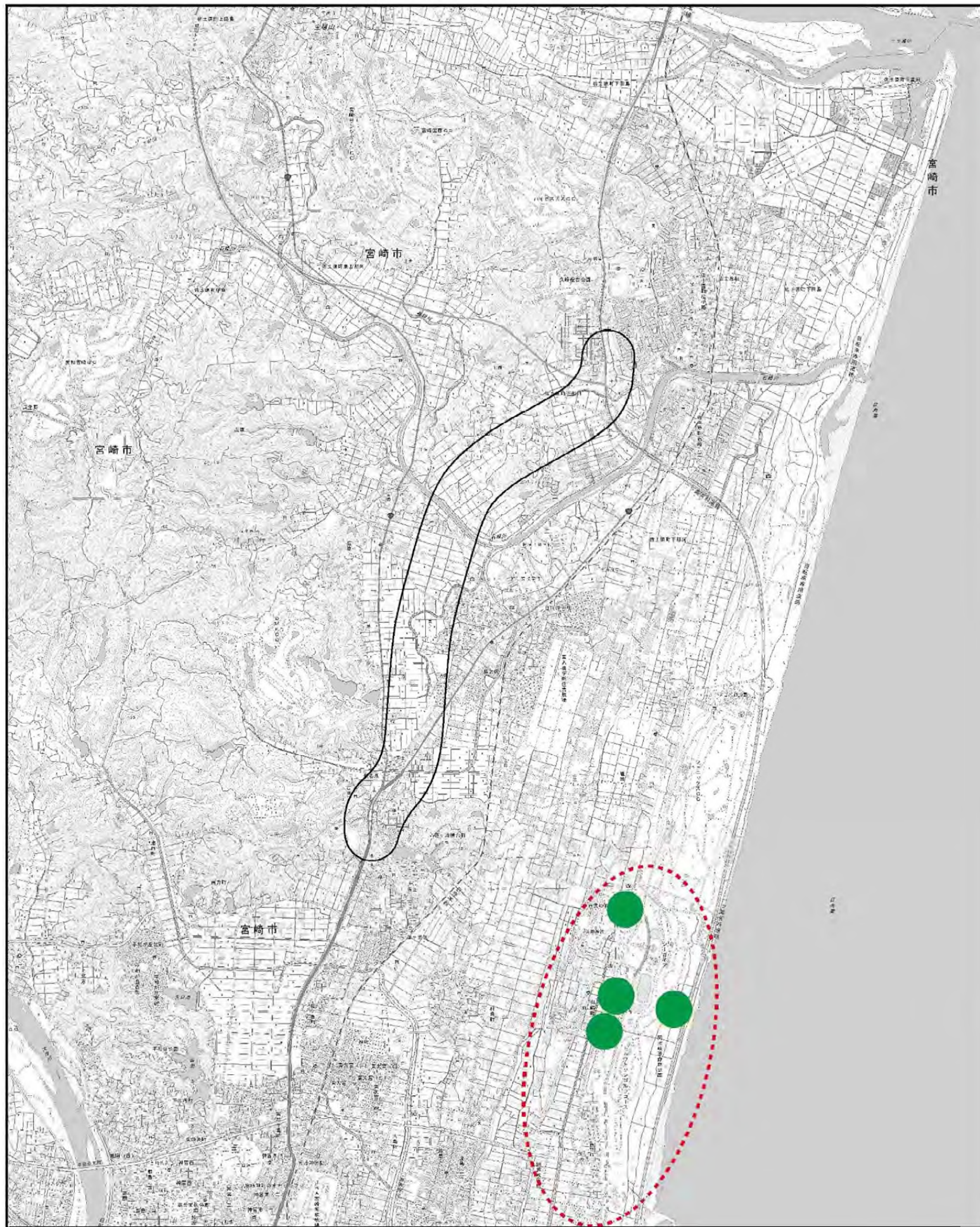


記号	指定状況	番号	区分
—	沿道修景植栽地区	1	上田島
		2	下田島
		3	岩見堂
		4	黒田
		5	下那珂
		6	一ツ葉海岸
		7	南方
●	沿道修景指定樹木	8	エノキ
		9	シラフジ
		10	シデコブシ

出典：「宮崎県沿道修景美化条例の指定状況」（平成22年3月、宮崎県県土整備部道路保全課）

	都市計画対象道路事業実施区域
<b>図 4-2-25 沿道修景植栽地区等の指定状況図</b>	
	 1:50,000





記号	区分
●	一ツ葉地区
○	(市民の森、フローランテ宮崎、 国際海浜エントランスプラザ(英国式庭園)、 県立阿波岐原森林公園、みやざき臨海公園 ほか)

出典:「宮崎市緑の基本計画」(平成31年3月、宮崎市都市整備部景観課)

	都市計画対象道路事業実施区域
<b>図 4-2-26 宮崎市緑の基本計画で定められた緑化重点地区位置図</b>	
	0 1.0 2.0 3.0 4.0km 1:50,000



(5) 砂防法第二条、地すべり等防止法第三条第一項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定された土地及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第3条第1項に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域



調査区域には、「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号、最終改正：平成25年11月22日法律第76号)第2条の規定により指定された土地(以下、「砂防指定地」といいます。)、 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日法律第57号、最終改正：平成17年7月6日法律第82号)第3条第1項に基づく急傾斜地崩壊危険区域があります。これらの位置を図4-2-27に示します。また、「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日法律第30号、最終改正：平成29年6月2日法律第45号)第3条第1項の「地すべり防止区域」はありません。

また、調査区域には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日法律第57号、最終改正：平成29年5月19日法律第31号)第3条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域(土石流)、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)、土砂災害特別警戒区域(土石流)、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)が多数あります。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の位置は、図4-2-28に示すとおりです。

実施区域は、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所あります。また、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)及び土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)があります。



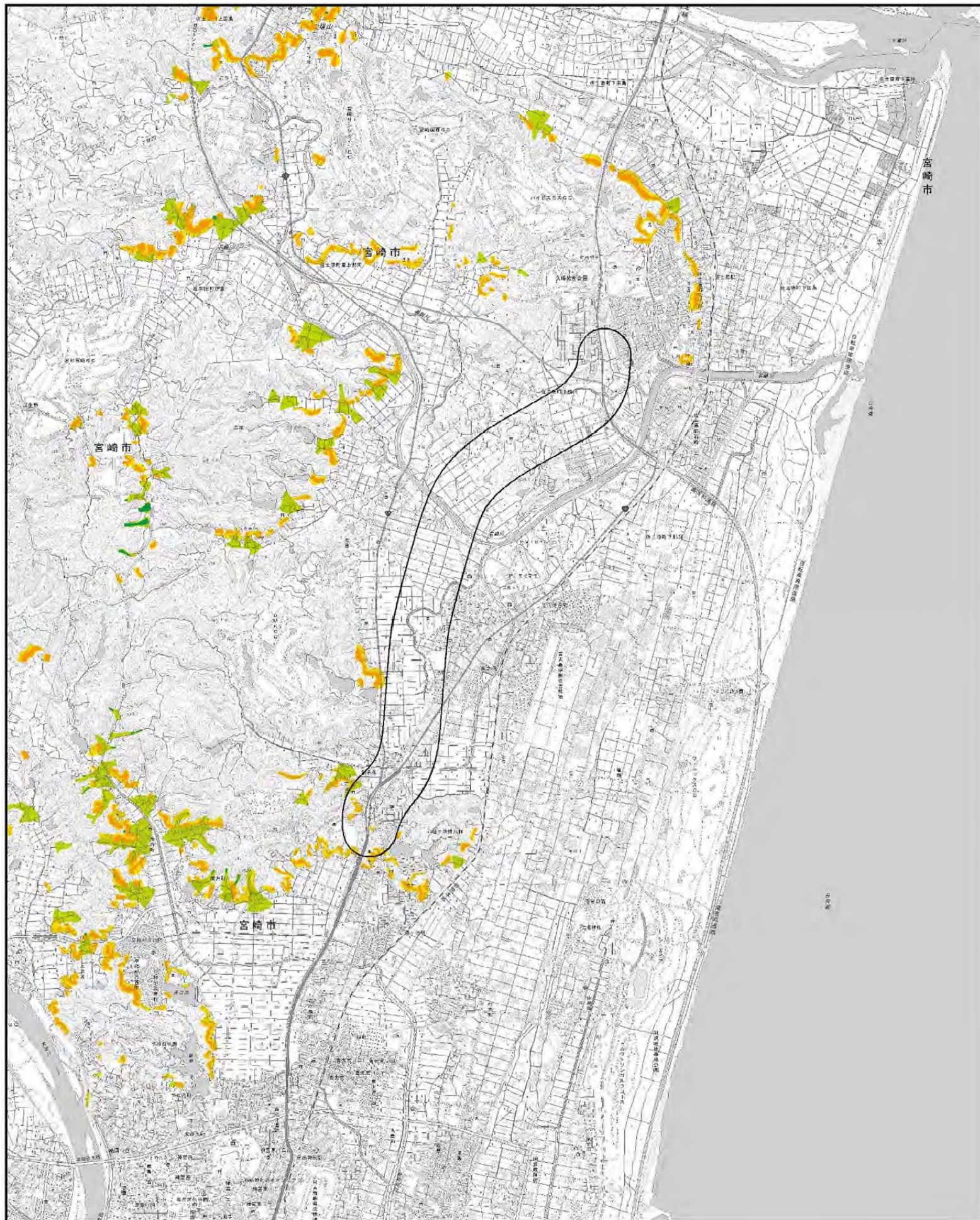


記号	区分
	砂防指定地
	急傾斜地崩壊危険区域

出典：「宮崎土木事務所管内図」（平成29年4月、宮崎県宮崎土木事務所）

	都市計画対象道路事業実施区域
<b>図 4-2-27 防災関係指定位置図</b>	
	 1:50,000





記号	区分
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
	土砂災害警戒区域（土石流）
	土砂災害特別警戒区域（土石流）

出典：「高崎県土砂災害警戒区域等マップ」（令和2年4月、高崎県県土整備部砂防課）

	都市計画対象道路事業実施区域
<b>図 4-2-28 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定位置図</b>	
	 0 1.0 2.0 3.0 4.0km 1:50,000



### 3) 地域における計画・戦略・目標等

宮崎県、宮崎市においては、環境に関する計画や総合的な計画等が策定され、大気質・騒音等の生活環境の保全、生物多様性、自然再生、ふれあいの確保等の自然環境の保全を推進するための目標や行動指針等が掲げられています。宮崎県、宮崎市で策定されている環境に関する計画や総合的な計画等については、以下に示すとおりです。

#### (1) 宮崎県の計画・戦略・目標等

##### a. 宮崎県環境基本計画

宮崎県環境基本計画（平成 28 年 3 月、宮崎県）では、「宮崎県環境基本条例」（平成 8 年 3 月 29 日条例第 8 号、最終改正：平成 16 年 3 月 26 日条例第 4 号）第 9 条に規定する、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた基本計画であり、今後 5 年間の本県の環境行政の基本計画として、「日本のひなた『太陽と緑の国みやざき』の実現」という長期的な目標の下、本県の恵まれた自然環境を守り、生かすことで、持続可能な社会を実現するための施策の方向性を示しています。

##### b. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

宮崎県では、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日法律第 22 号）に基づき、県内に 18 箇所ある都市計画区域ごとに、一市町村を超える広域的見地から、概ね 20 年後の都市の将来像を展望した上で、今後 10 年間の都市計画の基本的な方針を定めるもので、「都市計画に関する基本方針（改訂版）」（平成 29 年 3 月、宮崎県）、「宮崎県まちづくり基本方針」（平成 20 年 3 月、宮崎県）等に基づき策定しています。

宮崎市は、「中部圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 30 年 9 月、宮崎県）の中で、中部圏域区域マスタープランの中で位置づけられており（宮崎広域都市計画区域）、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要は、表 4-2-52 に示すとおりです。

表 4-2-52 中部圏域区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要

項目		宮崎広域都市計画区域
関係市町		宮崎市、国富町、綾町
範囲		宮崎広域（宮崎市、国富町）、田野（宮崎市）、綾（綾町）の行政区域の一部
都市将来像或いは都市づくりの基本理念		「人のまとまり」を形成する核となる市街地 産業や観光の拠点となる市街地等
区域区分の決定の有無		宮崎広域都市計画区域：区域区分を行う。 田野都市計画区域：区域区分を行わない。 綾都市計画区域：区域区分を行わない。
目標年次	基本理念、基本目標	概ね 20 年後
	施設等の整備目標	概ね 20 年後
最終改訂		平成 30 年 9 月

出典：「中部圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 30 年 9 月、宮崎県）

### c. みやざき自然との共生プラン～生物多様性みやざき戦略～

生物多様性みやざき戦略は、生物多様性の保全とその恵みの利用に関する県の基本的計画にあたるもので、生物多様性に関する基本的な考え方と県の施策について取りまとめたものです。本計画では、「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 24 年 9 月 28 日、環境省）を基本として、「みやざき自然との共生プラン～生物多様性みやざき戦略～」（平成 27 年 3 月、宮崎県）を策定しました。また、生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を推進し、長期・短期目標を達成するために、4 つの基本戦略（野生生物の適切な保護管理、重要地域の保全、県土の区分に応じた生物多様性の保全、生物多様性の主流化の推進）に基づき、各施策を進めることとしています。

### d. 野生動植物保護計画

宮崎県では、「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」（平成 17 年 12 月 27 日条例第 84 号）第 8 条の規定に基づき、野生動植物の保護に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「野生動植物保護計画」（平成 30 年 3 月、宮崎県）が策定されています。

本計画は、野生動植物保護基本方針に基づき、野生動植物の保護について、指定希少野生動植物、特定希少野生動植物、緊急指定野生動植物の指定、及び重要生息地、特別規制地区、立入制限地区が指定されています。

調査区域には、「野生動植物保護計画」（平成 30 年 3 月、宮崎県）に基づく重要生息地等の指定はありません。

## (2) 宮崎市の計画・戦略・目標等

### a. 第五次宮崎市総合計画

「第五次総合計画」（平成 30 年 3 月、宮崎市）では、社会を取り巻く環境の変化や、本格的な人口減少社会の到来などの社会情勢の課題に対して、中長期的な視点を持ち、官民の協働により、市政を総合的かつ計画的に進めていくことを目的に策定されています。

本計画では、将来の都市像として「未来を創造する太陽都市 みやざき」を設定し、まちづくりの基本姿勢として「地域に愛着をもち、新たな価値を共に創る」ことを掲げ、3 つの基本的な考え方に基づいて、取り組み方針が示されています。

### b. 第三次宮崎市環境基本計画

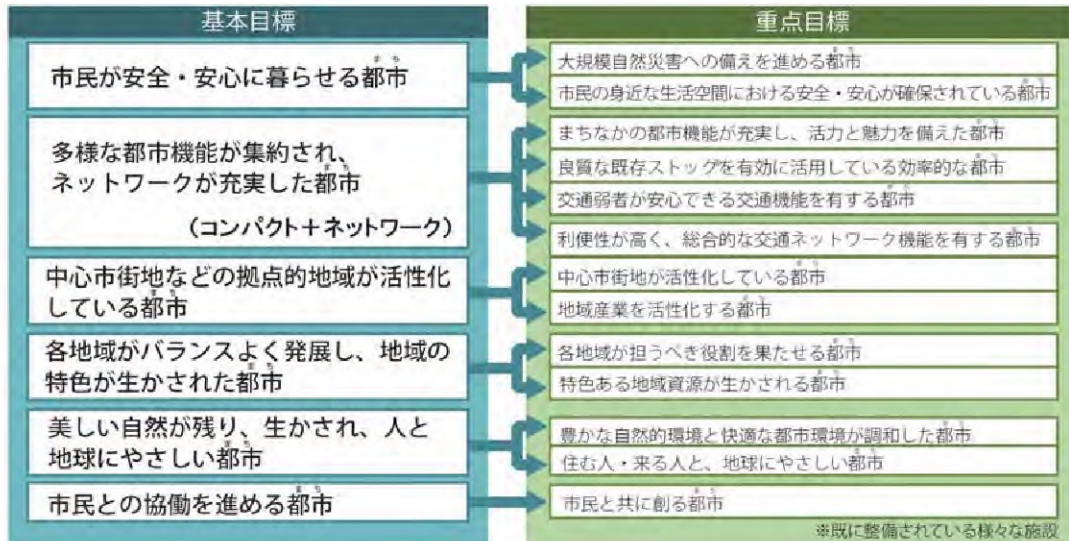
「第三次宮崎市環境基本計画」（平成 30 年 3 月、宮崎市）では、目指す環境像を“太陽と豊かな自然の恵みを未来につなぐ都市「みやざき」”と定め、その実現に向けて取組を進めていくものとします。この目指す環境像を実現するために、5 つの「長期的目標」と 14 の「取組の方向性」を定めています。

また、「第三次宮崎市環境基本計画」（平成 30 年 3 月、宮崎市）に基づく個別施策の評価（平成 30 年度分）については、評価対象の 73 項目中、50 項目が達成、1 項目が概ね達成、22 項目が未達成であり、達成度は 69.9%でした。引き続き、今後の目標に向けて取組を推進していくこととしています。



### c. 宮崎市都市計画マスタープラン

「宮崎市都市計画マスタープラン」(平成30年3月、宮崎市)は、「第五次宮崎市総合計画」(平成30年3月、宮崎市)で掲げている将来の都市像、まちづくりの基本姿勢を踏まえ、目標年次を2027年度とし、図4-2-29に示す6つの基本目標とそれに付随する重点目標を定めています。



出典：「宮崎市都市計画マスタープラン(リーフレット)」(平成30年3月、宮崎市)

図4-2-29 まちづくりの基本目標・重点目標

## 2.8 その他の事項

### 1) 日本遺産

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するものです。西都市、宮崎市、新富町の古墳群及び横穴群等が「古代人のモニュメント-台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観-」として、平成30年度に日本遺産に認定されました。調査区域には、表4-2-53及び図4-2-30に示す蓮ヶ池横穴群があります。

実施区域には日本遺産に指定された地域はありません。

表4-2-53 日本遺産に認定された文化財

番号	区分	所在自治体	主な構成文化財	ストーリーの概要
1	古代人のモニュメント-台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観-	西都市 宮崎市 新富町	【国】西都原古墳群 【国】新田原古墳群 【国】生目古墳群 【国】蓮ヶ池横穴群	宮崎平野でも西都原古墳群を始め多くの古墳が造られた。宮崎平野には繁栄した当時に近い景観が今も保たれており、台地に広がる古墳の姿形が損なわれることなく、古墳の周りには建築物がほとんどない景観は全国で唯一である。

出典：「日本遺産」（令和2年4月、文化庁文化資源活用課）

### 2) 公害苦情処理件数

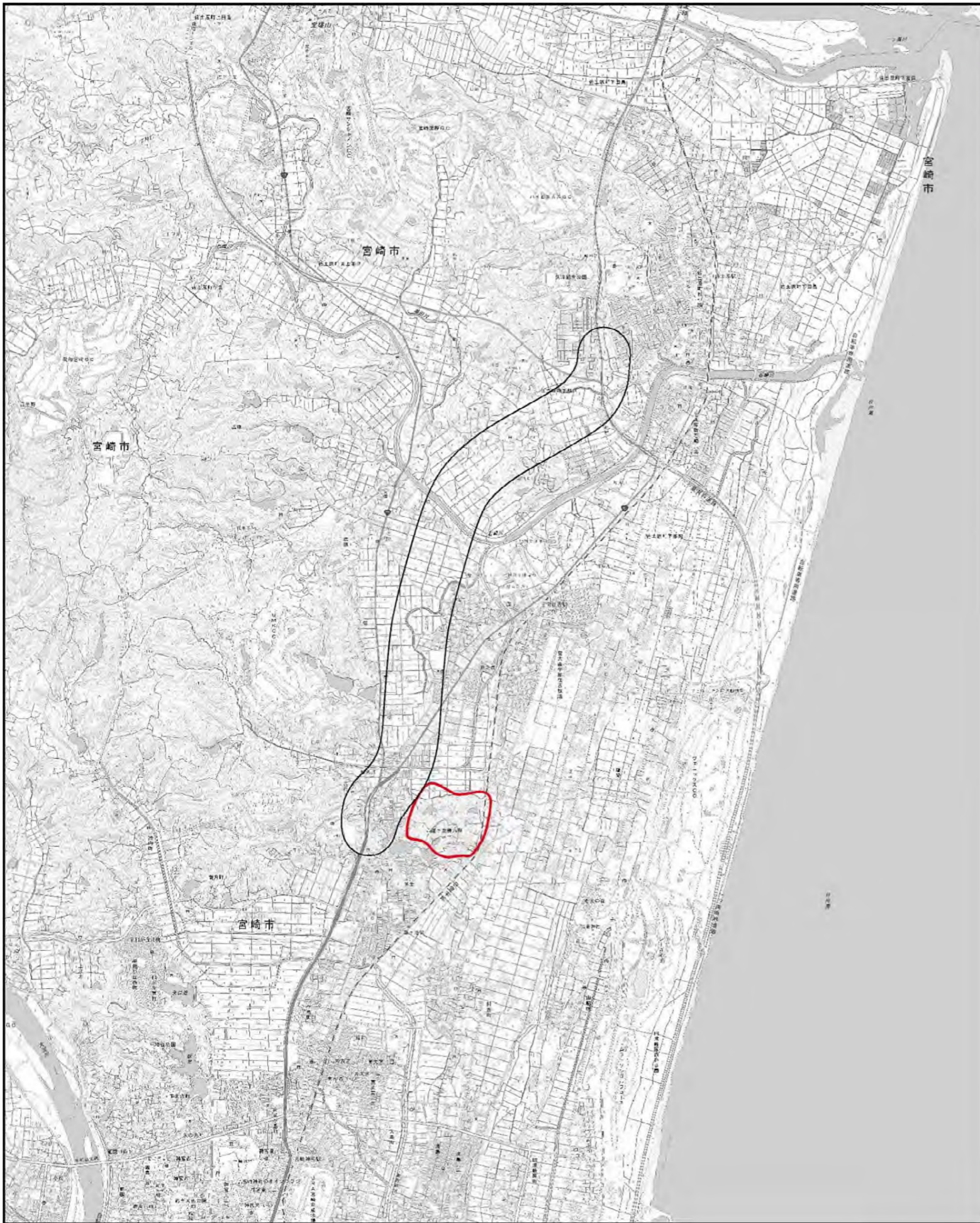
宮崎県における公害苦情処理件数は、表4-2-54に示すとおりです。平成30年度における公害苦情処理件数は、1,131件でした。そのうち、587件が典型7公害に関しており、最も多いのは水質汚濁で157件でした。


表4-2-54 平成30年度公害苦情件数

行政区	典型7公害								典型7公害以外の苦情	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計		
宮崎県	153	157	14	112	10	0	141	587	544	1,131

出典：「宮崎県環境白書令和元年（2019年）版」（令和2年1月、宮崎県環境森林部環境森林課）





記号	区分
	蓮ヶ池横穴群

出典：「日本遺産ポータルサイト」（令和2年4月、文化庁）


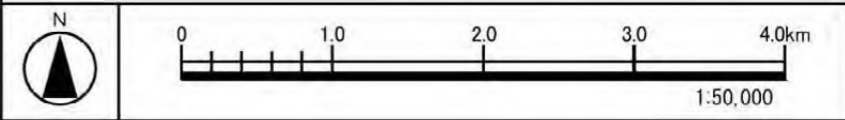
	都市計画対象道路事業実施区域
---	----------------

図 4-2-30 日本遺産に選定された文化財位置図





### 3) 廃棄物及び処理施設の状況

#### (1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

ここで対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物（以下「建設副産物」といいます。）のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土等）や廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものです。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号）に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」（平成3年4月26日法律第48号、最終改正：平成26年6月13日法律第69号）、並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」（平成12年5月31日法律第104号、最終改正：平成26年6月4日法律第55号）に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月2日法律第110号、最終改正：平成24年6月27日法律第47号）に示されている循環型社会を構築する中で、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年5月31日法律第100号、最終改正：平成27年9月11日法律第66号）に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品（環境物品）の購入を義務付けています。

国土交通省においては、「令和元年度 国土交通白書」（令和元年、国土交通省）によると、「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」（平成12年5月31日法律第104号、最終改正：平成26年6月4日法律第55号）の施行にあたり、全国一斉パトロール等による法の適正な実施の確保に努めています。また、関係者の意識向上と連携強化や持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開を計画の基本的考え方とする、「九州地方における建設リサイクル推進計画2014」（平成27年3月、九州地方建設副産物対策連絡協議会）を策定しています。

宮崎県においては、廃棄物の適正処理と地域性を活かした循環型社会の形成を推進することを目的とした「宮崎県環境計画（改定計画）日本のひなた「太陽と緑の国みやざき」の実現を目指して」（平成28年3月、宮崎県）が策定されています。また、建設リサイクル法第4条の規定に基づき、「宮崎県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成20年2月、宮崎県）が策定されています。

## (2) 廃棄物等の再利用・処理技術の現況

建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れを図 4-2-31 に示します。

国土交通省では「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月、国土交通省）を策定しており、計画期間を 2014 年度から 2018 年度までの 5 カ年として、今後社会資本の維持管理・更新時代の到来による建設副産物の発生量の増加が想定されます。そのため、建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を設定しています。さらに、再資源化施設情報等に関する建設副産物情報交換システムや建設発生土情報交換システムを構築し、循環資源としての建設副産物の再使用、再生利用を進めています。

宮崎県では、廃棄物の適正処理と本県の地域性を活かした循環型社会の形成を一体的に推進するため、「宮崎県循環型社会推進計画」（「宮崎県環境計画」（平成 28 年 3 月、宮崎県）の「循環型社会の形成」に関連する部分が該当する）を策定しています。この計画は、県内の廃棄物の現状と課題、将来の動向を踏まえ、公共工事で発生する建設発生土の有効利用の促進、再資源化施設や建設リサイクルに関する新技術の情報提供を行うほか、民間の建設工事におけるリサイクル意識の啓発を図るものです。宮崎県における産業廃棄物の平成 32 年度の目標値は表 4-2-55 に示すとおりです。

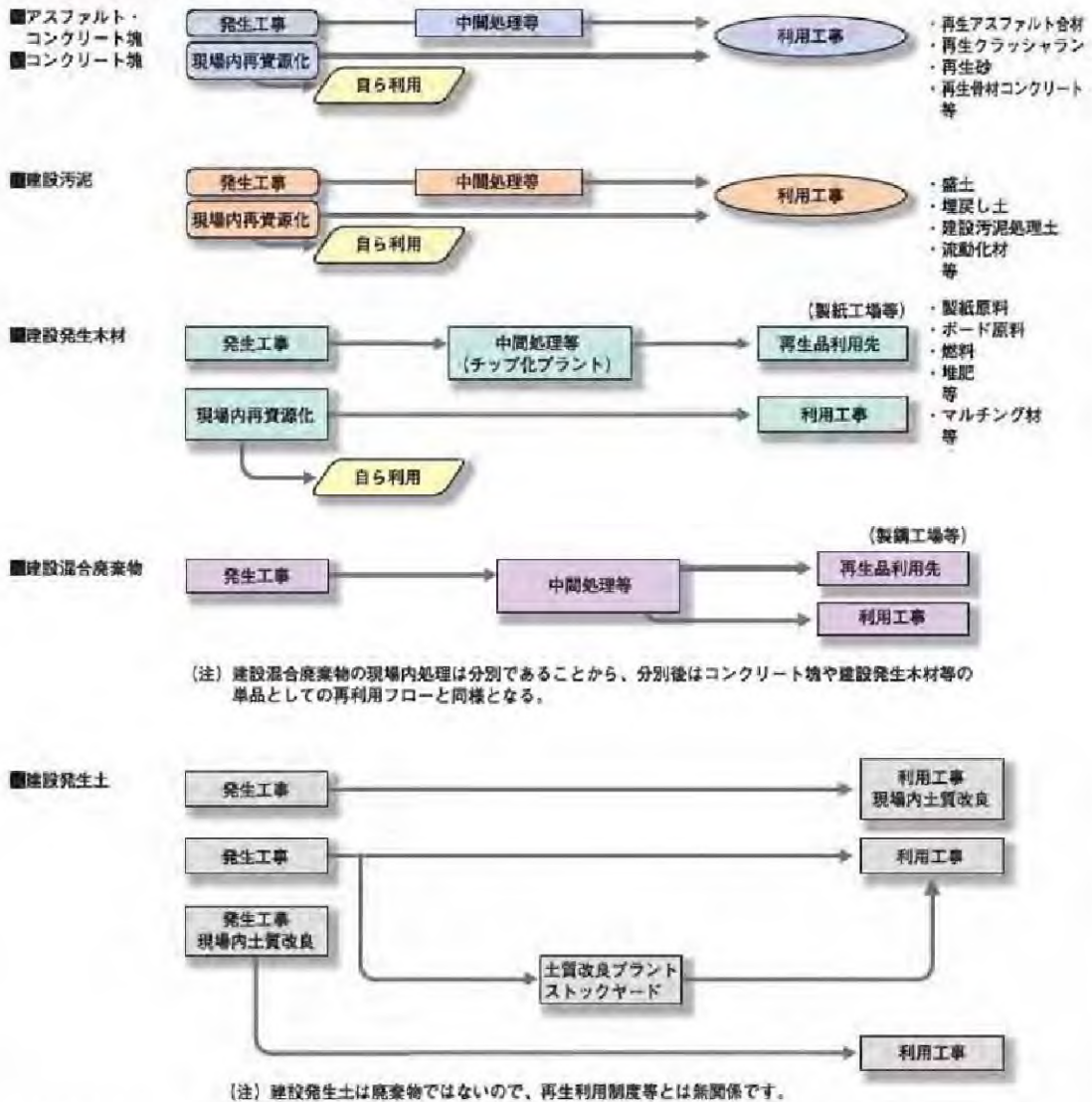
表 4-2-55 産業廃棄物の目標値（平成 32 年度）

項目	産業廃棄物（家畜ふん尿を除く）					
				家畜ふん尿を含む		
	現況値(H25)	目標値(H32)	差引	現況値(H25)	目標値(H32)	差引
排出量	2,179	2,014	△165(7.6%減)	6,096	5,977	△119(2.0%減)
再生利用量	969	906		4,032	4,005	
再生利用率	44.5	45.0	-0.5%	66.1	67.0	-0.9%
減量化量	-	-	-	1,910	1,821	
減量化率	-	-	-	31.3	30.5	-0.8%
最終処分量	-	-	-	154	151	
最終処分率	-	-	-	2.5	2.2	-0.3%

注：減量化量＝排出量－再生利用量－最終処分量

出典：「宮崎県環境計画」（平成 28 年 3 月、宮崎県）

### 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ



出典: 「よくわかる建設リサイクル 平成 26-27 年度版」 (平成 26 年 11 月、建設副産物リサイクル広報推進会議)

図 4-2-31 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ



### (3) 廃棄物等の処理施設等の立地状況

宮崎県では、「平成 30 年度宮崎県循環型社会推進計画進行管理事業に係る実態調査報告書（平成 29 年度実績）」（平成 31 年 3 月、宮崎県環境森林部循環社会推進課）によると、平成 29 年度の産業廃棄物の発生量は、約 2,328 千トンとなっており、建設業が 619 千トン（9.7%）となっています。

調査区域における産業廃棄物等処理施設を表 4-2-56 に、位置を図 4-2-32 に示します。調査区域には、産業廃棄物等中間処理施設が 10 箇所あります。

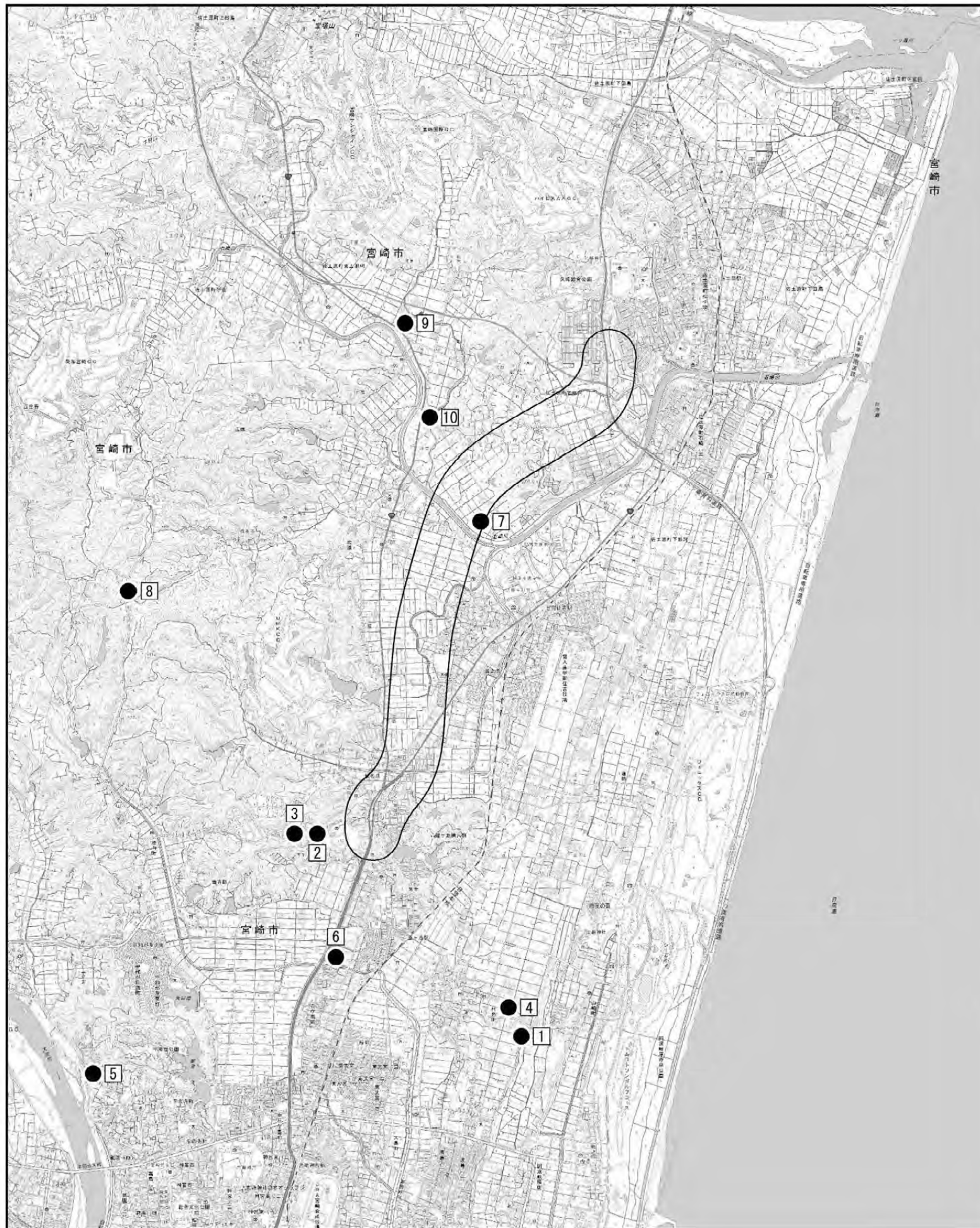
実施区域には、産業廃棄物等中間処理施設が 1 箇所あります。

表 4-2-56 産業廃棄物等処理施設

番号	区分	事業者	施設所在地	処理内容
1	中間処理	有限会社 アイ・エス・オー	宮崎市村角町東原 3175-4	破碎(がれき類)、感染性廃棄物、 廃油、汚泥
2	収集運搬 中間処理	有限会社 王生工業	宮崎市大字新名爪 4090-11	破碎(ガラスくず類、がれき類)、 汚泥
3	収集運搬 中間処理	有限会社 塩川産業	宮崎市大字新名爪字谷廻 4090-21	破碎(紙・木・ゴム・金属・繊維・ガ ラスくず類、廃プラスチック類、 がれき類)
4	収集運搬 中間処理	株式会社 大成紙業	宮崎市村角町弥兵衛畑 3277-1	破碎(紙・木・金属・繊維・ガラスく ず類、廃プラスチック類)
5	収集運搬 中間処理	原田建設 株式会社	宮崎市下北方町井尻 5362-5	破碎(紙・木・繊維・ガラスくず類、 廃プラスチック類、がれき類)、 汚泥
6	中間処理	有限会社 ペーパーリサイクルシステム	宮崎市花ヶ島町柳ノ丸 499-1	破碎(機密文書)
7	中間処理	宮崎県産業廃棄物 再生事業協同組合	宮崎市大字島之内字堀内 2932	破碎(廃プラスチック類)
8	中間処理	宮崎再生資材 株式会社	宮崎市大字広原 5522	破碎(ガラスくず類・がれき類)
9	中間処理	宮崎中央舗材 株式会社	宮崎市佐土原町那珂 8284-1	破碎(アスファルト)
10	中間処理	有限会社 吉川重機	宮崎市佐土原町下那珂 7685-4	破碎(ガラスくず類・がれき類)

注：番号は図 4-2-32 の番号と対応する。

出典：「産業廃棄物処理業者台帳」（令和 2 年 4 月、宮崎市）



記号	番号	名称	備考
●	1	有限会社 アイ・エス・オー	中間処理
	2	有限会社 王生工業	収集運搬 中間処理
	3	有限会社 塩川産業	
	4	株式会社 大成紙業	
	5	原田建設 株式会社	
	6	有限会社ペーパーリサイクルシステム	中間処理
	7	宮崎県産業廃棄物再生事業協同組合	
	8	宮崎再生資材 株式会社	
	9	宮崎中央舗材 株式会社	
	10	有限会社 吉川重機	

出典：「産業廃棄物処理業者台帳」（令和2年4月、宮崎市）

都市計画対象道路事業実施区域

**図 4-2-32 産業廃棄物処理施設位置図**

N

0 1.0 2.0 3.0 4.0km

1:50,000